

件 名	大阪狭山市からの消防事務委託について
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月 大阪狭山市から消防事務委託の協議依頼 ・令和元年8月 堺市・大阪狭山市消防広域化協議会設置 ・令和元年8月～令和2年5月 計3回の協議会を実施し、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための広域消防運営計画（案）を作成 ・令和2年6月～7月 堺市・大阪狭山市広域消防運営計画（案）のパブリックコメント ・令和2年7月 第4回協議会（最終）において、同計画の承認 ・令和2年8月＜資料1＞ 堺市・大阪狭山市広域消防運営計画策定
対応方針 今後の取組 （案）	<p>【対応方針】＜資料2＞</p> <p>大阪狭山市からの消防事務委託について、令和2年第4回市議会（8月議会）に別添規約（案）をもって協議することを上程するもの。</p> <p>【スケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年 8月18日 計画策定の報道提供 令和2年 8月21日 消防事務委託の協議について第4回市議会に上程 令和2年 9月30日 議決 令和2年10月 事務委託規約締結 令和3年 4月 事務委託開始
効果の想定	<p>大阪狭山市の消防事務を堺市が受託することにより、両市の消防力の強化が図られるとともに、効率的・効果的な運営が可能となる。</p>
関係局との 政策連携	<p>本協議会の委員等である以下の関係局と連携する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室、総務局、財政局 ・大阪府危機管理室

堺市・大阪狭山市広域消防運営計画【概要版】

【はじめに】

消防は、都市構造の複雑化や災害・事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、車両・資機材、専門要員等の確保に限界があることや、組織管理体制基盤の強化、人口減少及び少子高齢化による厳しい行財政運営の継続等の状況を踏まえると、消防の体制としては必ずしも十分ではない場合があります。

このことから、堺市・大阪狭山市消防広域化協議会においては、大阪狭山市から堺市への消防事務の委託を前提に、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び大阪府消防広域化推進計画等を踏まえ、広域化後の堺市及び大阪狭山市の消防における円滑な運営を確保するための協議を進め、両市の合意のもとに、この広域消防運営計画を策定しました。

【消防本部の概要】

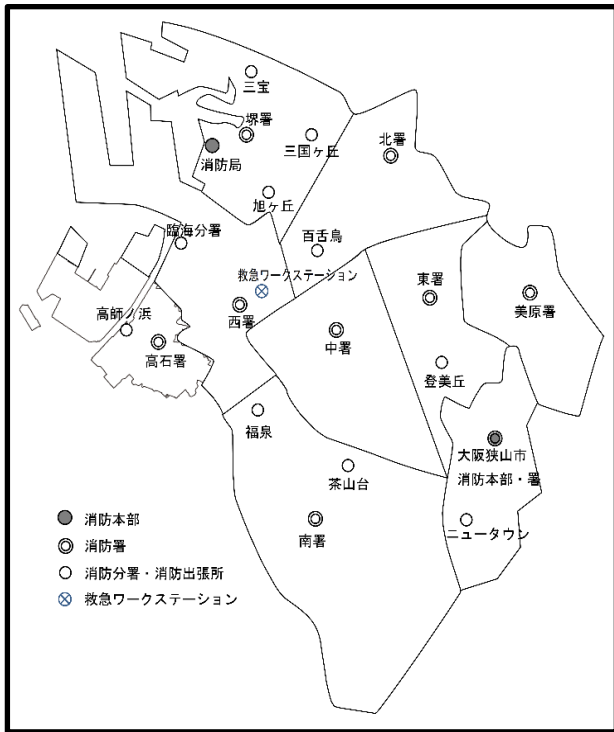
(令和2年4月1日現在)

項目	堺市消防局	大阪狭山市消防本部
管轄区域	堺市・高石市	大阪狭山市
管内人口	885,514人	58,691人
管内面積	161.12km ²	11.92km ²
職員数(定数)	933人	78人
消防署所数	1本部8署 1分署8出張所	1本部1署 1出張所
車両	198台	13台

広域化後

項目	堺市消防局
管轄区域	堺市・高石市・大阪狭山市
管内人口	944,205人
管内面積	173.04km ²
職員数(定数)	1,008人(933+必要人員75)
消防署所数	1本部9署1分署9出張所
車両	211台

【消防署所の位置】



【消防広域化の効果】

1 住民サービスの向上

(1) 災害活動体制の強化

消防が広域化されることにより、大阪狭山市内では火災発生時等における消防ポンプ自動車などの出場部隊数が増加し、災害への初動体制が大きく強化されます。

(2) 現場到着時間の短縮

両市ともに、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた出場が可能となることから、救急や災害等の事案が重複した場合や行政区域の境界付近で発生した事案に対して、近隣消防署所からの出場が可能となり、現場到着時間の短縮に大きな効果があります。

2 人員配置の効率化と充実

(1) 現場活動要員の増強

本部職員、通信指令員等の効率化により現場活動要員が増強されます。

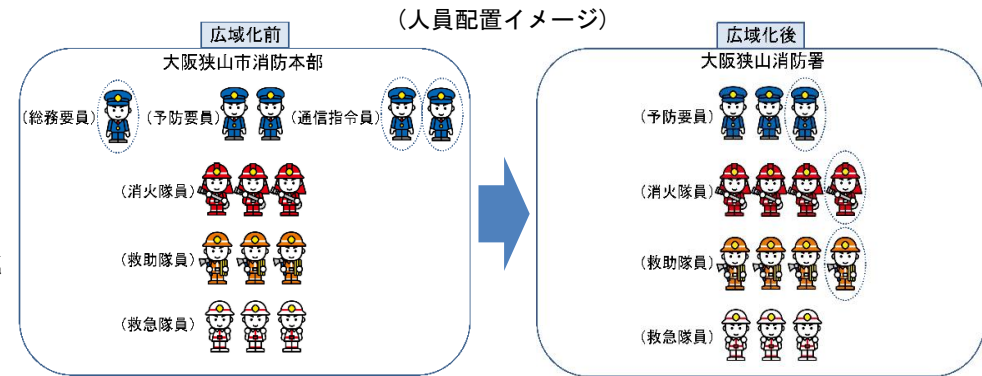
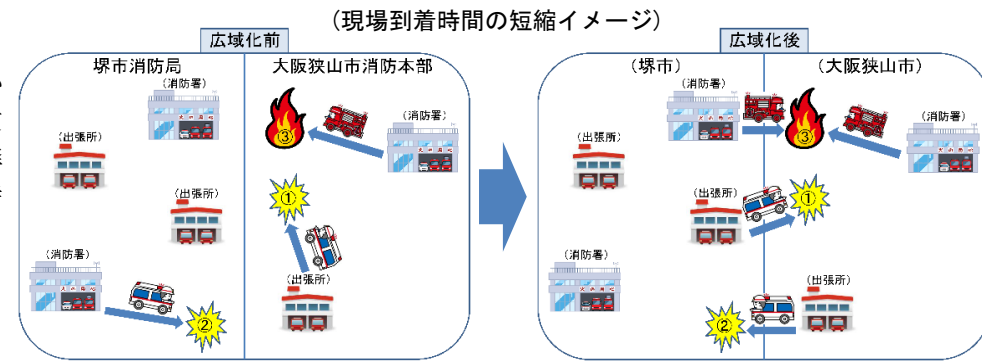
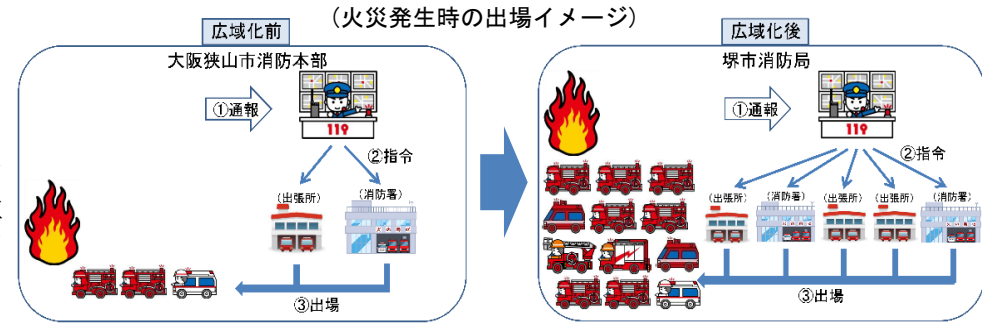
(2) 救急・予防業務の高度化及び専門化

救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員の能力向上を図るとともに、質の高い業務の提供が可能となります。また、予防査察、火災原因調査等の専任化が可能となり、予防体制の強化が図られます。

3 消防体制の基盤の強化

はしご消防自動車や特殊消防資機材の重複保有を解消するとともに、財政基盤(予算規模)の拡充により、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となります。

また、大阪狭山市では、消防指令管制システムの更新が不要となり、大きな経費削減効果が期待できます。



【広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する主な協議事項とその結果】

項目	協議結果	項目	協議結果
広域化の方式	堺市への消防事務委託方式とする。(意見調整を行う会議体を設置する。)	職員の階級及び職務の級	新たに堺市職員となる者の階級及び職務の級は、広域化前の階級及び職務の級、並びに堺市の他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。
広域化のスケジュール	開始時期は令和3年4月1日からとする。	経費負担方法	広域化開始に必要な初期投資経費は、大阪狭山市が負担する。委託業務の遂行に要する経費(委託料)は、消防事務に係る全体の経費を各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。
消防署の権限	堺市消防局の例に統一する。(堺市火災予防条例を適用する。)	財産の取扱い	大阪狭山市内の消防署所庁舎の土地建物等(不動産)は堺市に無償貸与する。大阪狭山市の消防車両等(動産)は堺市に譲与する。
部隊運用等	堺市消防局の例に統一する。	手数料、負担金等の取扱い	消防法令等に基づく事務に係る手数料については堺市消防局の歳入とし、堺市が一括して支払う負担金等は、大阪狭山市が応分を負担し、委託料として堺市に支払う。
消防指令センター	堺市消防局の消防指令センター及び消防指令管制システムに統一する。	消防団との連携確保	事務担当は、大阪狭山市(防災・防犯推進室)とする。また、大阪狭山市消防団災害活動計画を作成し、現在の運用を継続する。
消防署の管轄区域	広域化前の消防署所の管轄区域を基本とする。	防災・国民保護担当部局との連携確保	大阪狭山市(防災・防犯推進室)に火災等災害事故の連絡窓口を設置する。大阪狭山市女性防火クラブの事務担当は、大阪狭山市(防災・防犯推進室)とする。
消防署等の配置	広域化前の消防署所の配置を維持する。(適正配置は、継続的に検討)		
勤務形態	堺市消防局の例に統一する。		
採用計画	堺市の採用の例に統一する。		
職員の任用	大阪狭山市の消防職員を、堺市の消防職員として選考により採用する。		
職員の給与等	堺市の給料表を適用し、諸手当は堺市消防局の例に統一する。		

堺市・大阪狭山市広域消防運営計画



堺市



大阪狭山市



(仁徳天皇陵古墳)



(狭山池)

令和2年8月

堺市・大阪狭山市消防広域化協議会

目次

はじめに	1
第1章 現況と課題	2
1 構成市の概要	2
(1) 情勢	2
(2) 面積及び人口、世帯数	3
2 消防の現況	4
(1) 消防本部、消防署所の配置	4
(2) 消防職員の階級別年齢構成	5
(3) 消防車両等の保有状況	6
(4) 消防活動の状況	6-7
(5) 防火対象物、危険物施設等の状況	7
3 消防の課題	8
(1) 災害や事故の多様化及び大規模化	8
(2) 人口減少及び高齢化の進行	8
(3) 消防財政	8
(4) 消防指令管制システムの整備	8
第2章 消防広域化の効果	9
1 住民サービスの向上	9
(1) 災害活動体制の強化	9
(2) 現場到着時間の短縮	10
2 人員配置の効率化と充実	11
(1) 本部機能統合等の効果による現場活動要員の増強	11
(2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化	11
3 消防体制の基盤の強化	12
4 効果のまとめ	12
第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項	13
1 広域化の方式	13
2 広域化のスケジュール	13
3 消防本部の位置及び名称	13
4 消防本部及び消防署の組織	13
5 消防本部及び消防署の権限	14
6 部隊運用等	14
7 消防指令センター	14
8 消防署の管轄区域	15
9 消防署等の配置	15

10	消防署等の名称	15
11	勤務形態	15
12	広域化後の定員配置	16
13	採用計画	16
14	職員の配置	16
15	職員の任用	17
16	職員の給料	17
17	職員の諸手当	17
18	職員の階級及び職務の級	18
19	職員の教育、訓練、研修等	18
20	職員貸与物品	19
21	消防施設計画	19
22	通信施設	19
23	経費負担方法	19
24	財産の取扱い	20
25	手数料、負担金等の取扱い	20
26	消防団との連携確保（通常時の連絡体制）	20
27	消防団との連携確保（災害時の連絡体制）	21
28	防災・国民保護担当部局との連携確保	21
関係資料		22
別紙1	堺市消防局組織図	23
別紙2	堺市消防局及び消防署の事務分掌・内部組織等	24-35
別紙3	堺市消防部隊出場編成等基準	36-43
別紙4	堺市の級別標準職務表及び給料表	44-46
別紙5	堺市消防職員諸手当一覧	47-49
別紙6	堺市消防局訓練及び研修実績	50-54
別紙7	堺市消防職員被服等貸与品一覧	55

はじめに

消防は、都市構造の複雑化や災害・事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

しかしながら、小規模消防本部においては、出動体制、車両・資機材、専門要員等の確保に限界があることや、組織管理体制基盤の強化、人口減少及び少子高齢化による厳しい行財政運営の継続等の状況を踏まえると、消防の体制としては必ずしも十分ではない場合があります。

また、近年多発している地震や風水害等の自然災害、今後の災害発生リスクの高まり等の状況を踏まえても、広域化による小規模消防本部の解消が重要となります。

これを克服するため、国は、市町村の消防の広域化により、常備消防の規模を拡大することで、行財政上の様々なスケールメリットを活かし、消防体制の充実強化や住民サービスの一層の向上を図ることが極めて有効であるとして、平成 18 年 6 月に消防組織法を改正し、国及び都道府県、市町村の役割を明確化するとともに、同年 7 月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。

その後、常備消防の広域化は一定進んだものの、依然、十分とは言い難い状況であることから、平成 25 年 4 月に基本指針の一部が改正され、国及び都道府県の支援を集中的に実施する地域として「消防広域化重点地域」の枠組みが創設されました。

さらに、平成 30 年 4 月に基本指針の一部が改正され、広域化の推進期限が令和 6 年 4 月 1 日まで延長されました。

大阪府においても、平成 30 年に大阪府消防広域化推進審議会が設置され、平成 20 年 3 月に作成した大阪府消防広域化推進計画が平成 31 年 3 月に再策定されました。

また当該計画には、消防広域化を推進する市町村の枠組みとして、堺市、高石市及び大阪狭山市が設定されており、特に堺市と大阪狭山市については、推進期限までに広域化すべき組合せとして、平成 30 年 12 月に大阪府より「消防広域化重点地域」に指定されています。

堺市・大阪狭山市消防広域化協議会においては、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び大阪府消防広域化推進計画等を踏まえ、広域化後の堺市及び大阪狭山市の消防における円滑な運営を確保するための協議を進め、両市の合意のもとに、この広域消防運営計画を策定しました。

堺市・大阪狭山市消防広域化協議会

第1章 現況と課題

1 構成市の概要

(1) 情勢

ア 堺市

堺市は、大阪府の中央部西寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置し、地形は大別して西部海浜の平坦地と東南丘陵地帯からなっており、西部臨海地域には、重化学コンビナートを主体とする堺・泉北臨海工業地帯が、東南部丘陵には泉北ニュータウンをはじめとする大規模住宅団地が広がっています。

さらに、世界文化遺産登録された世界最大級の陵墓である仁徳天皇陵古墳や、東洋のベニスと称された中世の面影を今にとどめる堺旧港、堺旧港灯台など、歴史遺産・文化遺産が多く、町を彩るアクセントとなっています。

また、産業は、特に自転車とその部品、刃物、敷物、線香、和晒などの伝統工芸と、石油化学などの重化学工業が盛んに行われています。

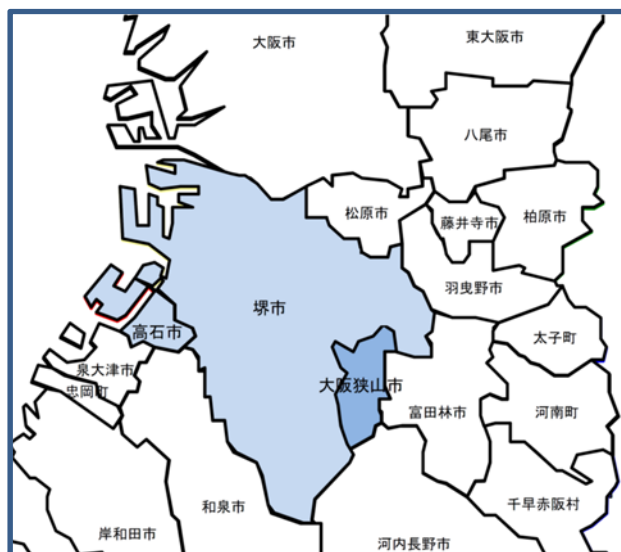
平成18年4月に政令指定都市に移行したことに伴い、平成20年9月に堺市高石市消防組合を解散し、同年10月に消防局を設置し、高石市の消防事務（消防団及び消防水利関係事務を除く。）を受託しています。

イ 大阪狭山市

大阪狭山市は、大阪平野の南東に位置し、北・西は堺市、東は富田林市、南は河内長野市に接し、地形は北・東部の平野地と南・西部の丘陵地帯に二分されており、市域のほぼ中央には日本最古のダム式ため池である狭山池（0.39k㎡）があります。

また、市域を南北に走る国道310号の西側に狭山ニュータウンが広がり、さらに南西の高台では、ぶどう栽培が行われています。

【構成市の位置図】



(2) 面積及び人口、世帯数

ア 堺市消防局管内

(令和2年4月1日現在)

市区域	面積 (k m ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
堺市	149.82	826,481	360,779
堺区	23.65	148,164	72,423
中区	17.88	122,022	50,074
東区	10.49	84,541	36,274
西区	28.62	135,019	56,657
南区	40.39	139,104	59,522
北区	15.60	159,716	71,033
美原区	13.20	37,915	14,796
高石市	11.30	57,617	25,823
計	161.12	884,098	386,602

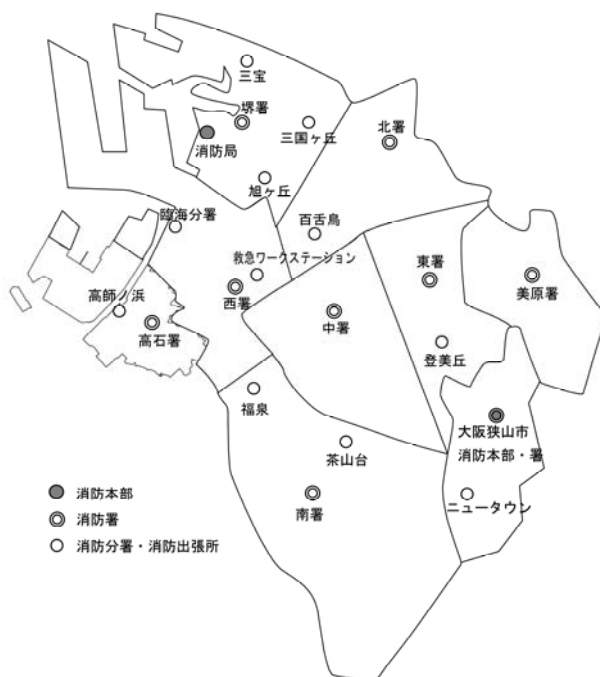
イ 大阪狭山市消防本部管内

(令和2年3月31日現在)

市区域	面積 (k m ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
大阪狭山市	11.92	58,691	25,843

※ 面積は、国土地理院公表の全国都道府県市区町村別面積調、
人口及び世帯数は、住民基本台帳人口(外国人登録含む)により記載。

【構成市消防署所の位置図】



2 消防の現況

(1) 消防本部、消防署所の配置

ア 堺市消防局

(令和2年4月1日現在)

本部及び署所名称	所在地
消防局	堺市堺区大浜南町3丁2番5号
堺消防署	堺市堺区市之町西1丁1番27号
三宝出張所	堺市堺区三宝町5丁287番地1
旭ヶ丘出張所	堺市堺区旭ヶ丘中町1丁1番26号
三国ヶ丘出張所	堺市堺区北三国ヶ丘町4丁4番9号
中消防署	堺市中区深井沢町6番地6
東消防署	堺市東区日置荘原寺町138番地5
登美丘出張所	堺市東区大美野33番地26
西消防署	堺市西区鶴田町29番18号
臨海分署	堺市西区浜寺諏訪森町西3丁303番地3
南消防署	堺市南区原山台1丁14番1号
福泉出張所	堺市南区稲葉1丁3142番地5
茶山台出張所	堺市南区茶山台1丁1番3号
北消防署	堺市北区新金岡町4丁1番2号
百舌鳥出張所	堺市北区百舌鳥梅町3丁51番地7
美原消防署	堺市美原区黒山6番地1
高石消防署	高石市西取石1丁目27番23号
高師浜出張所	高石市高師浜4丁目15番34号
救急ワークステーション	堺市西区家原寺町1丁1番1号

イ 大阪狭山市消防本部

(令和2年4月1日現在)

本部及び署所名称	所在地
大阪狭山市消防本部	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1
大阪狭山市消防署	
ニュータウン出張所	大阪狭山市大野台2丁目1番3号

(2) 消防職員の階級別年齢構成

ア 堺市消防局

(令和2年4月1日現在)

区分	計 (人)	司 監	正 監	監	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	士	事 務 職 員
年齢/計	904	1	7	16	41	219	236	312	72	1
18～20 歳	14								14	
21～25 歳	105						1	54	50	
26～30 歳	175						21	147	7	
31～35 歳	183					15	95	72	1	1
36～40 歳	148					62	70	16		
41～45 歳	65				3	37	19	6		
46～50 歳	73			2	9	46	10	6		
51～55 歳	90		3	8	15	46	11	7		
56～60 歳	51	1	4	6	14	13	9	4		

イ 大阪狭山市消防本部

(令和2年4月1日現在)

区分	計 (人)	司 令 長	司 令	司 令 補	士 長	副 士 長	士
年齢/計	73	0	11	21	15	21	5
18～20 歳	1						1
21～25 歳	3						3
26～30 歳	13					12	1
31～35 歳	15				6	9	
36～40 歳	6			2	4		
41～45 歳	8			3	5		
46～50 歳	18		4	14			
51～55 歳	8		6	2			
56～60 歳	1		1				

(3) 消防車両等の保有状況

ア 堺市消防局

(令和2年4月1日現在)

区分	ポンプ車	タンク車	梯子車	救助工作車	化学車	指揮車	査察車	救急車	その他	計(台)
常備	12	17	10	3	9	13	12	23	78	177
非常用	8	4	1	1		1		6		21
計	20	21	11	4	9	14	12	29	78	198

イ 大阪狭山市消防本部

(令和2年4月1日現在)

区分	ポンプ車	タンク車	梯子車	救助工作車	化学車	指揮車	査察車	救急車	その他	計(台)
常備	3		1	1		1	1	2	2	11
非常用	1							1		2
計	4		1	1		1	1	3	2	13

(4) 消防活動の状況

① 火災の状況

ア 堺市消防局

項目/年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災件数(件)	215	188	250	204	186
焼損面積(m ²)	2,400	1,370	3,024	2,068	2,988
損害額(千円)	241,299	267,154	276,806	1,754,182	437,669
負傷者(人)	33	32	37	39	36
死者(人)	13	4	12	5	3

イ 大阪狭山市消防本部

項目/年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
火災件数(件)	15	9	17	11	10
焼損面積(m ²)	212	0	2	55	0
損害額(千円)	14,088	516	864	6,244	724
負傷者(人)	4	4	1	3	1
死者(人)	0	0	0	0	0

② 救急の状況

ア 堺市消防局

項目／年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出場件数 (件)	53,072	54,976	55,343	57,670	57,933
搬送人員 (人)	46,981	48,938	49,464	51,494	52,036

イ 大阪狭山市消防本部

項目／年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出場件数 (件)	2,643	2,682	2,773	2,774	2,869
搬送人員 (人)	2,448	2,470	2,576	2,573	2,639

③ 救助の状況

ア 堺市消防局

項目／年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出場件数 (件)	1,077	1,016	1,063	1,139	992
活動件数 (件)	550	514	572	624	567
救助人員 (人)	353	348	385	410	357

イ 大阪狭山市消防本部

項目／年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出場件数 (件)	61	60	45	74	51
活動件数 (件)	28	35	15	34	18
救助人員 (人)	31	26	11	27	16

(5) 防火対象物、危険物施設等の状況

ア 堺市消防局

(令和元年度中)

防火対象物 (件)	査察実施数 (回)	危険物施設 (件)	査察実施数 (回)
22,053	4,613	2,888	3,379

イ 大阪狭山市消防本部

(令和元年度中)

防火対象物 (件)	査察実施数 (回)	危険物施設 (件)	査察実施数 (回)
1,249	313	57	41

3 消防の課題

(1) 災害や事故の多様化及び大規模化

近年、全国で発生している災害や事故は、複雑多様化及び大規模化している傾向にあり、これらに対しては、初期の段階において一度に多数の部隊や高度な資機材等を投入することが有効であることから、その体制を整備・確立していくことが求められています。

(2) 人口減少及び高齢化の進行

全国的に人口減少及び高齢化が進行する中、今後、堺市及び大阪狭山市においても同様に人口減少が進行する見込みとなっております。

さらに、高齢化についても進行する見込みであることから、救急搬送等の消防需要が増大することが予想されます。

(3) 消防財政

構成市の消防財政の状況は、地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額の消防費に関する測定単位が人口となっているため、人口減少にほぼ比例して消防費に関する地方交付税額も減額になっていくと予想されます。

消防費は、人件費の占める割合が大きいため、住民の生命、身体及び財産を守るという最も基本的なサービスを行っている消防職員の確保にも大きな影響を与えるおそれがあります。

(4) 消防指令管制システムの整備

119番通報受信や部隊出場指令等を行う通信指令管制システムの整備については、機器性能の高度化に伴い、初期投資経費及び維持管理経費の増大が見込まれます。

また、消防救急デジタル無線の整備は、電波法関係審査基準及び総務省告示により、堺市及び大阪狭山市においては、整備が完了している状況ではあるものの、今後の更新整備には、多額の費用が必要となります。

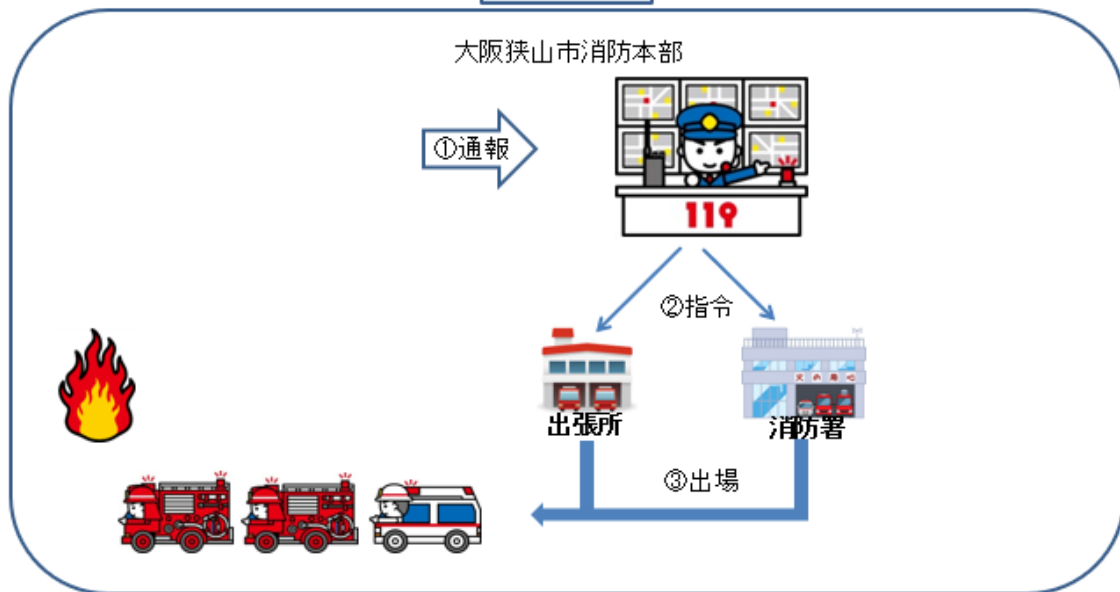
第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上

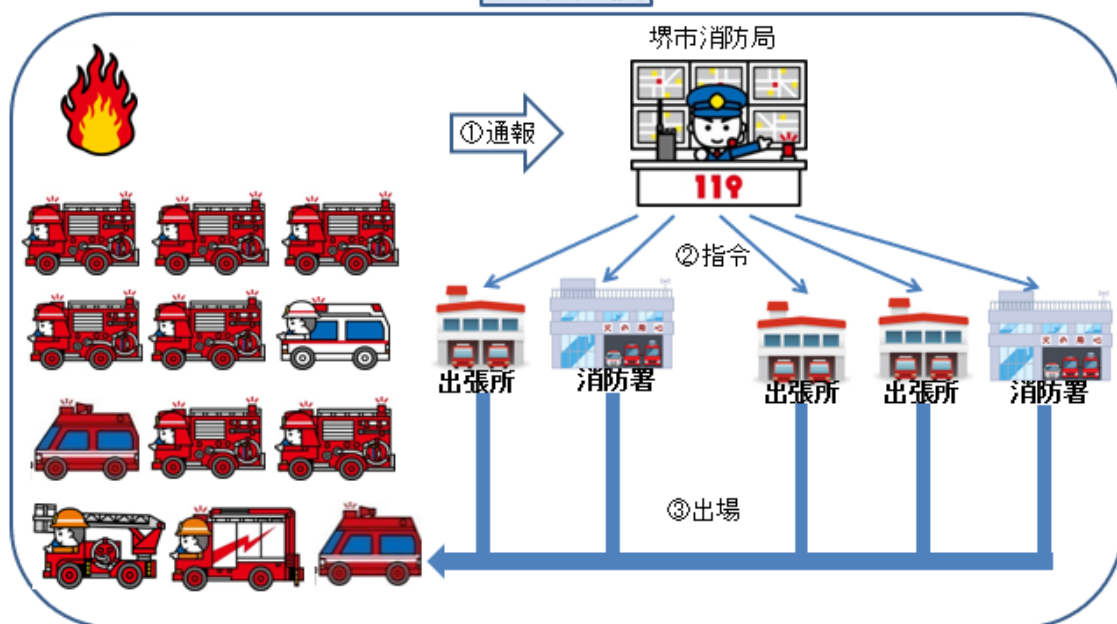
(1) 災害活動体制の強化

消防が広域化されることにより、大阪狭山市内では火災発生時等における出場部隊数が増加し、出場体制が大きく強化されます。

(火災発生時の出場イメージ) 広域化前

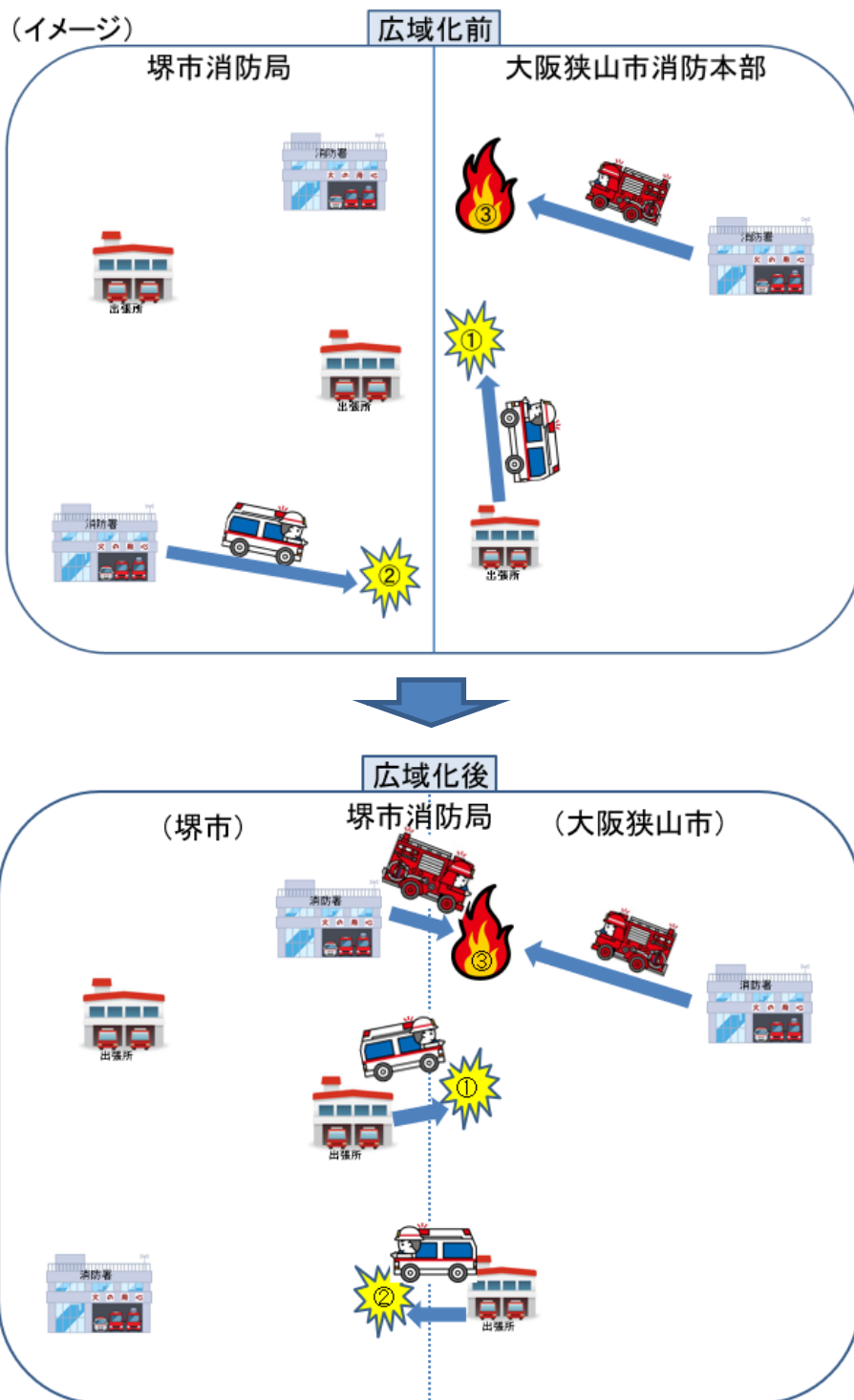


広域化後



(2) 現場到着時間の短縮

堺市及び大阪狭山市ともに、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた出場が可能となることから、救急や災害等の事案が重複した場合や行政区域の境界付近で発生した事案に対して、近隣消防署所からの出場が可能となり、現場到着時間の短縮に大きな効果があります。



2 人員配置の効率化と充実

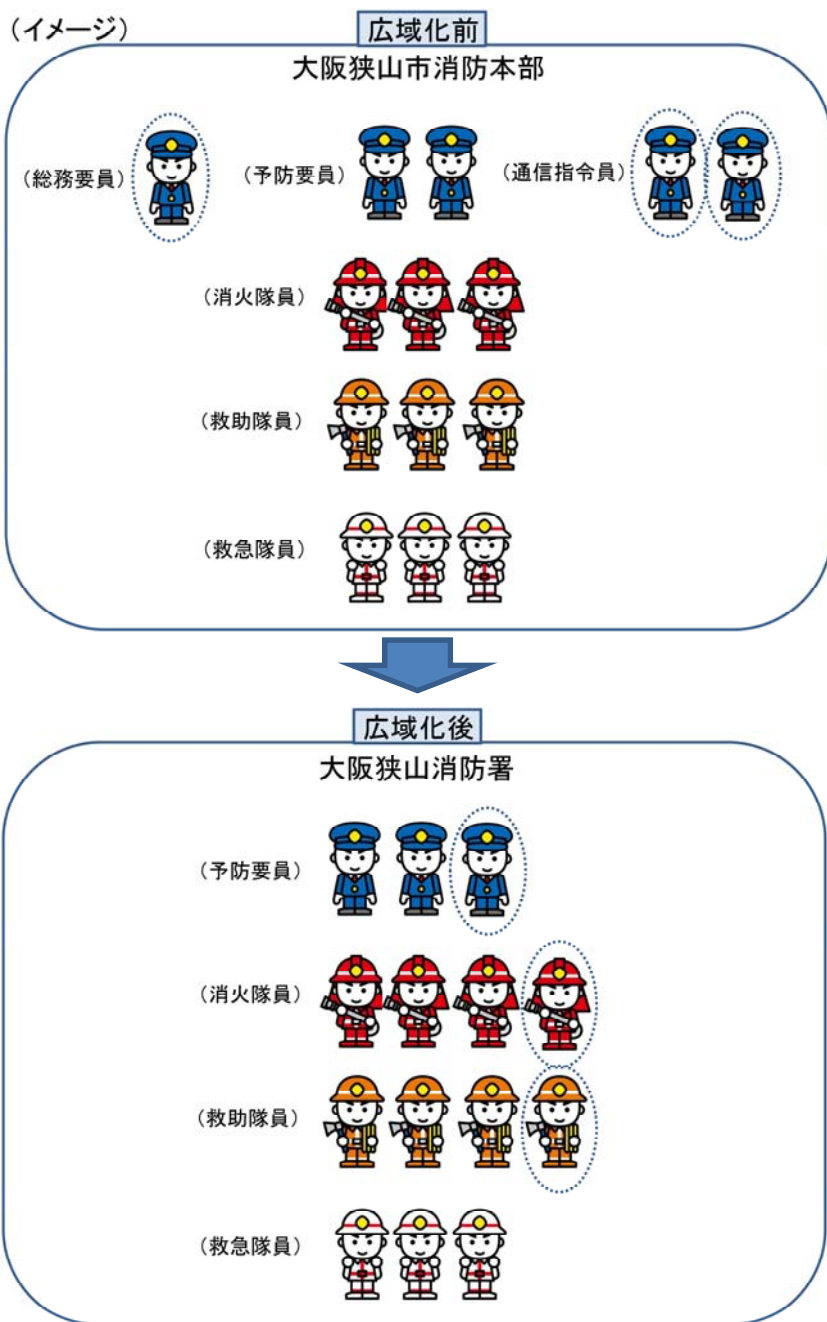
(1) 本部機能の統合等による現場活動要員の増強

本部職員、通信指令員等の効率化により現場活動要員が増強されます。

(2) 救急業務及び予防業務の高度化及び専門化

救急救命士、予防技術資格者等の職員研修派遣が計画的に実施でき、職員の能力向上を図るとともに、質の高い業務の提供が可能となります。

また、予防査察、火災原因調査等の専任化が可能となり、予防体制の強化が図られます。



3 消防体制の基盤の強化

はしご消防自動車や特殊消防資機材の重複保有を解消するとともに、財政基盤（予算規模）の拡充により、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備が可能となります。また、大阪狭山市では、消防指令管制システムの更新が不要となり、大きな経費削減効果が期待できます。

4 効果のまとめ

火災発生時の出動体制や年々増加傾向にある救急需要への対応体制の強化、現場到着時間の短縮及び現場活動要員の増強等は、住民の安全・安心を確保することに大きなメリットとなります。

また、高度な資機材の計画的かつ効率的な整備により経費削減効果も期待できるほか、政令市消防のみが保有する特別高度救助隊が大阪狭山市管内へも出場することで複雑・多様化する災害への対応がより一層強化されます。

さらに、職員の人員規模が拡大されることにより、資格取得や研修派遣等の計画的・効率的な運用による人材育成体制の強化、多様かつ適材適所な人事異動による職員の職務意欲の向上が期待できます。

よって、消防広域化は、消防力の強化及び効率的・効果的な運営に大きな効果があると考えられます。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

堺市及び大阪狭山市の消防広域化後の円滑な運営体制を確保するため、28 の事項を設定し、協議の結果、次のとおりとすることと決定した。

1 広域化の方式

- 1 地方自治法第 252 条の 14 に基づく堺市への消防事務委託方式とする。
- 2 広域化に併せ大阪狭山市の消防行政に係る意見調整を行う会議体を設置する。

- ・ 大阪狭山市の消防事務を堺市に事務委託することにより、指揮命令系統が一元化され、特別高度救助隊や大型化学自動車等の特殊車両をはじめ政令市消防の強靱な消防力をもって大阪狭山市内の災害対応を行うことができることとなり、より充実した消防サービスの提供及び安全・安心の確保が可能となる。
- ・ 広域化後は、すでに堺市が受託している高石市との間で設置している高石市消防事務運営協議会と同様に、消防力の整備及び維持、経費の負担並びに委託事務の適正な管理・執行に関する事項等について、協議・意見調整を行う会議体を設置するものとする。

2 広域化のスケジュール

広域化の開始時期は、令和 3 年 4 月 1 日からとする。

- ・ 広域化による消防サービスの向上効果を可能な限り早期に住民に提供することで、市民の安全・安心の確保強化を図るとともに、国からの消防広域化に係る財政支援（緊急防災・減災対策事業債）を有効に活用するため、開始時期を令和 3 年 4 月 1 日とする。

3 消防本部の位置及び名称

消防本部の位置は、堺市堺区大浜南町 3 丁 2 番 5 号とし、消防本部の名称は、「堺市消防局」とする。

- ・ 大阪狭山市から堺市への事務委託方式による広域化であることから、現状の「堺市消防局」の位置及び名称とする。

4 消防本部及び消防署の組織

堺市消防局の組織に集約する。

- ・ 大阪狭山市消防本部の本部事務（総務・予防・救急・警防）は、事務及び人員の効率化を考慮し、堺市消防局の消防本部の機構 4 部 8 課に集約する。
- ・ 現在の堺市消防局の 8 消防署 1 分署 8 出張所の機構に、大阪狭山市内の 1 消防署 1 出張所を加える。

堺市消防局組織図（別紙 1）参照

5 消防本部及び消防署の権限

- 1 堺市消防局の例に統一する。
- 2 大阪狭山市には、堺市火災予防条例を適用する。
- 3 大阪狭山市防火協会の事務担当は、広域化後の大阪狭山市内の消防署（予防課）とする。

- ・ 堺市消防局の消防本部及び消防署の事務分掌に統一する。
- ・ 事務委託後は、大阪狭山市には堺市火災予防条例が適用されることから、住民や事業者にとって負担とならないよう適切な経過措置等を設けるものとする。

堺市消防局及び消防署の事務分掌・内部組織等（別紙 2）参照

6 部隊運用等

堺市消防局の例に統一する。

- ・ 堺市消防局の定める消防部隊出場編成等基準等に基づき、広域化後の大阪狭山市内の消防署所の部隊を含め、堺市消防局管内として統一に対応していくものとする。
- ・ 当面の間は、大阪狭山市消防本部に現在配置している主力車両の減車や配置変更を行わず、救助工作車及び 15m 級梯子付ポンプ車は、乗換運用を行うものとする。

堺市消防部隊出場編成等基準（別紙 3）参照

7 消防指令センター

堺市消防局の消防指令センター及び消防指令管制システムに統一する。

- ・ 大阪狭山市内の全ての 119 番通報を堺市消防局の消防指令センターで一括受信することとし、堺市の消防指令管制システムにより一元的な消防指令管制業務を行うものとする。

8 消防署の管轄区域

広域化前の消防署所の管轄区域を基本とする。

- 現在の堺市消防局の管轄区域に、大阪狭山市区域を加えるものとし、大阪狭山消防署の管轄区域とする。

【消防署の管轄区域】

消防署	位置	管轄区域
堺	堺市堺区市之町西1丁目1番27号	堺区の区域
中	堺市中区深井沢町6番地6	中区の区域
東	堺市東区日置荘原寺町138番地5	東区の区域
西	堺市西区鶴田町29番18号	西区の区域
南	堺市南区原山台1丁目14番1号	南区の区域
北	堺市北区新金岡町4丁目1番2号	北区の区域
美原	堺市美原区黒山6番地1	美原区の区域
高石	高石市西取石1丁目27番23号	高石市の区域
大阪狭山	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	大阪狭山市の区域

9 消防署等の配置

- 広域化前の消防署所の配置を維持する。
- 広域化後の消防署所の適正配置については、継続的に検討することとし、国の財政措置の活用（広域化後10年以内の再配置）も視野に入れ、住民のさらなる安全安心の確保につながるよう計画的に進める。

- 堺市消防局の消防署所18施設に、現行の大阪狭山市の消防署所2施設を加え、位置等の変更は行わないものとする。

10 消防署等の名称

大阪狭山市内の消防署所の名称は、「堺市大阪狭山消防署」及び「堺市大阪狭山消防署ニュータウン出張所」とする。

- 長年、大阪狭山市民に親しまれている名称であり、広域化に伴い混乱等が生じないよう現状の名称から必要最小限の変更とする。

11 勤務形態

堺市消防局の例に統一する。

- 勤務体制は、毎日勤務と隔日勤務に区分し、災害現場対応等を行う隔日勤務の形態は、堺市消防局及び大阪狭山市消防本部が共に採用する午前9時から翌午前9時までの24時間勤務2部交替（4週8休）制とする。

【隔日勤務形態】

日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●
日	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
勤務	○	×	○	×	○	×	●	●	○	×	○	×	●	●

○当務、×非番、●週休（公休）

【勤務時間】

勤務形態	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
毎日	38時間 45分	7時間 45分	9:00	17:30	12:00～12:45
隔日	38時間 45分	15時間 30分	9:00	翌9:00	12:00～12:45 18:00～18:45 23:00～翌5:30 7:00～7:30

1.2 広域化後の定員配置

広域化前の堺市消防局の定員の933人と事務委託後の消防本部及び消防署の運営に必要な75人を合計した1,008人とする。

- 広域化後の大阪狭山消防署と出張所に配置する配置人員数については、堺市消防局の消防署所と同等の71人とするとともに、大阪狭山市内からの119番通報に対応するための人員として4人を消防指令センターに配置することとし、あわせて75人を条例定数に加算するものとする。

1.3 採用計画

堺市の採用の例に統一する。なお、大阪狭山市内においても、随時採用情報や試験案内の周知を図る。

1.4 職員の配置

堺市消防局の例に統一する。

- ・ 事務委託後は、消防局管内の消防力の均衡を図り、また人材育成を推進するため、堺市の消防職員として管内全域を異動の対象とする。

ただし、広域化後の初期の異動に際しては、大阪狭山市の区域における豊富な消防業務経験等（地域の特性に応じた消防知識、技術等）を有効に活用することを考慮する。

15 職員の任用

- 1 大阪狭山市の消防職員を、堺市の消防職員として採用する。
- 2 職員は、選考により採用する。

- ・ 広域化により消防力を低下させることのないよう大阪狭山市地域における豊富な消防業務経験を有する大阪狭山市消防職員を堺市消防職員として採用する。

16 職員の給料

- 1 堺市の給料表を適用する。
- 2 新たに堺市職員となる者の級号給は、原則として、採用時から堺市職員であったと仮定した場合に格付けられる級号給を適用するものとする。
- 3 2により支給される給料月額が、広域化前に受けていた給料月額に堺市と大阪狭山市の地域手当の支給割合の差を考慮して算出した額を下回る場合には、その差額を給料に加えて支給するものとする。

- ・ 新たに堺市職員となる者の級号給は、堺市の級別標準職務表及び給料表を適用する。
- ・ 級号給の格付けは、任用予定の職務の級を適用し、給料月額については、同じ学歴、同じ経験年数を持つ堺市職員の給料月額と同等とすることが合理的であるため、堺市の基準に基づき、採用時から堺市職員であったと仮定した場合に格付けられる級号給に格付けるものとする。
- ・ 格付けられた級号給による給料月額が、堺市職員となる前に受けていた給料月額に、堺市と大阪狭山市の地域手当の支給割合の差分である5%を1.1で除した数値を乗じた額を加えた月額（現給保障額という。）を下回る場合には、その差額を給料月額に加えて支給する。

堺市の級別標準職務表及び給料表（別紙4）参照

17 職員の諸手当

堺市消防局の例に統一する。

- ・ 堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例及び堺市職員退職手当支給条例のほか、各種手当に関する規則等の規定に基づき支給するものとする。

堺市職員諸手当一覧（別紙5）参照

18 職員の階級及び職務の級

新たに堺市職員となる者の階級及び職務の級は、広域化前の階級及び職務の級、並びに堺市の他の職員との均衡を考慮のうえ決定する。

【堺市消防局の級別標準的職務、受験資格等（令和2年4月1日現在）】

等級別基準職務	受験（選考）資格	試験等	求められる役割	階級	主な任務
1級 消防士の職務	大卒(22歳～29歳) 高卒(18歳～21歳)	採用	最前線の業務遂行者	消防士	隊員、機関
2級 消防士長の職務	大卒 2年以上 高卒 4年以上	選考 (自己提案書、所属長面談により推薦)	幹部職員として責任ある業務遂行者	消防士長	小隊長代理隊員、機関
3級 消防司令補の職務	消防士長で2年以上	大阪府統一試験	一般職のリーダー的業務遂行者	消防司令補	小隊長、隊員(機関)
4級 係長又は主査の職務	消防司令補で3年以上、かつ30歳以上	消防局内部試験	業務の中心的遂行者	消防司令	係長、主査出張所長
5級 課長補佐又は主幹の職務	39歳以上、係長級5年以上	選考(昇任評価)	業務の統括責任者、所属長の補佐	消防司令	課長補佐主幹分署長
6級 課長、署長、副署長、参事の職務	45歳以上、課長補佐級5年以上	選考(昇任評価)	管理職	消防司令長 消防監	課長、署長、参事
7級 部長、部理事、署長(部長級)の職務	50歳以上、課長級5年以上	選考	管理職	消防正監	部長、署長(部長級)
8級 消防局次長の職務 消防局長の職務	54歳以上		管理職	消防正監	消防局次長
				消防司監	消防局長

19 職員の教育・訓練・研修等

- 1 堺市消防局の例に統一する。
- 2 広域化に伴う必要な教育・訓練・研修等を計画的に実施する。

- ・ 新消防体制の円滑な運営及びより高度化・専門化する業務に対応するため、必要な知識及び技術の習得を目的とした研修及び資格取得等を堺市消防局の人材育成基本方針及び研修計画等に基づき、計画的かつ効果的に実施し、人材の育成に取り組むものとする。

令和元年度訓練研修実績（別紙6）参照

2 0 職員貸与物品

堺市消防局の例に統一する。ただし、経費の負担等を考慮し、当分の間は現状の貸与品を使用することを認める。

- 消防吏員の被服及び火災現場用防火衣等の貸与品は、統制された部隊運用の実行と活動隊員の安全管理を行うために必要不可欠なものであるとともに、職員の士気の向上及び一体感の醸成につながるものであることから、堺市消防職員服制規則（平成 20 年規則第 114 号）に基づき、早期に統一するものとする。

堺市消防職員被服等貸与品一覧（別紙 7）参照

2 1 消防施設計画

堺市消防局の例に統一する。

- 消防車両・資機材等については、堺市消防局の各種基準等に基づき、計画的に整備を進めるものとする。

2 2 通信施設

- 堺市消防局の施設に統一する。
- 堺市消防局の運用に合わせて、消防救急無線（活動波）を整備する。

- 堺市消防局が運用している消防救急無線及び指令管制システムにおける各種システムを広域化後の大阪狭山消防署と出張所に整備するものとする。
- 堺市消防局の他の消防署と同様に大規模災害時等の署別部隊運用を可能とするため、大阪狭山消防署用の活動波 1 波の増波を近畿総合通信局と調整するものとする。

2 3 経費負担方法

- 広域化を開始するために必要となる初期投資経費は、大阪狭山市が負担する。
- 消防事務の委託業務を遂行するために要する経費は、委託料として大阪狭山市から堺市に支払うものとする。
- 委託料は、堺市の消防事務に係る経費（各市単独経費を除く。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

（委託料の計算式）

$$\text{大阪狭山市の委託料} = \text{堺市の消防費決算額（各市単独経費を除く。）} \times \text{基準財政需要額按分率（大阪狭山市 / （堺市 + 高石市 + 大阪狭山市））}$$

2.4 財産の取扱い

- 1 大阪狭山市内の消防署所庁舎の土地建物等（不動産）の財産は、大阪狭山市が所有し、堺市に無償貸与する。
 - 2 大阪狭山市の消防車両等（動産）の財産は、堺市に譲与する。
- ・ 大阪狭山市は、無償貸与及び譲与する財産等に係る債務及び償還の財政負担を負うものとする。
 - ・ 広域化後の消防車両等の整備は、堺市が全てを行うものとし、大阪狭山市は、委託料として応分の財政負担を負うものとする。

2.5 手数料、負担金等の取扱い

- 1 消防法令等に基づく事務に係る手数料については、堺市消防局の歳入とし、消防業務に係る経費に充当する。
- 2 現状、大阪狭山市が他団体等に支出している助成金等は、大阪狭山市が必要に応じ継続して負担する。
- 3 広域化に伴い、堺市が一括して支払う負担金等は、大阪狭山市が応分を負担し、委託料として堺市に支払う。

2.6 消防団との連携確保（通常時の連絡体制）

- 大阪狭山市消防団の事務担当は、大阪狭山市（防災・防犯推進室）とする。
- ・ 大阪狭山市消防団は、長きにわたり地域に根ざした活動を行ってきており、広域化後も引き続き地域の安全・安心の確保のために活動を行うものであることから、大阪狭山市防災・防犯推進室が事務を引き継ぐものとする。
 - ・ 広域化後も大阪狭山消防署は、大阪狭山市消防団からの依頼に基づき、各種訓練や出初式等の実施に協力するものとする。

【消防団組織概要】

令和2年4月1日現在

消防団名	分団数	団員数（うち女性） ／定員（人）	車両 台数	事務担当
堺市美原消防団	3	47／50	3	堺市 美原消防署予防課
堺市災害活動支援隊	1	72／100	—	堺市消防局 警防部警防課
高石市消防団	2	41（4）／50	3	高石市 総務部危機管理課
大阪狭山市消防団	11	101（9）／120	10	大阪狭山市 防災・防犯推進室

2.7 消防団との連携確保（災害時の連絡体制）

- 1 大阪狭山市消防団災害活動計画を作成し、現在の運用を継続する。
- 2 新たな連絡体制を構築し、消防署との強固な連携体制を確保する。

2.8 防災・国民保護担当部局との連携確保

- 1 大阪狭山市（防災・防犯推進室）に、火災等災害事故の連絡窓口を設置する。
- 2 大阪狭山市災害対策本部には、堺市消防局から消防職員を参画させる。
- 3 大阪狭山市女性防火クラブの事務担当は、大阪狭山市（防災・防犯推進室）とする。

関係資料

別紙 1 堺市消防局組織図

別紙 2 堺市消防局及び消防署の事務分掌・内部組織等

別紙 3 堺市消防部隊出場編成等基準

別紙 4 堺市の級別標準職務表及び給料表

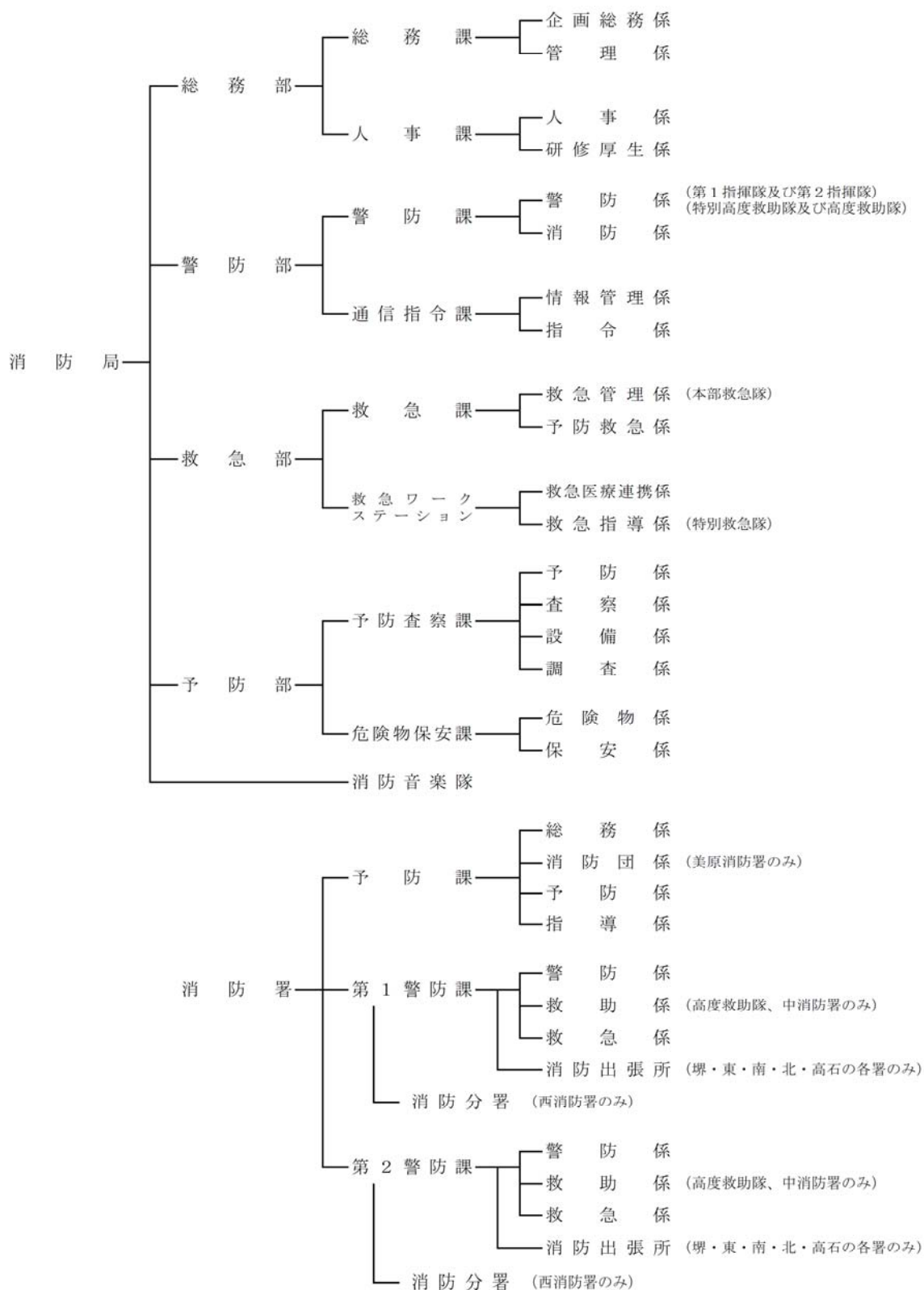
別紙 5 堺市消防職員諸手当一覧

別紙 6 堺市消防局訓練及び研修実績

別紙 7 堺市消防職員被服等貸与品一覧

堺市消防局組織図

(令和2年4月1日現在)



堺市消防局及び消防署の事務分掌・内部組織等

○堺市消防局事務分掌規則

令和元年11月29日規則第90号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、堺市消防局（以下「局」という。）の内部組織及びそれぞれの分掌事務その他事務分担等について必要な事項を定める。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 局の内部組織及び局の事務の分掌は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、局に消防音楽隊を置き、必要な事項については、消防局長（以下「局長」という。）が定める。

3 内部組織の分掌事務において「庶務」とは、おおむね次に掲げる事務とする。ただし、当該事務の全部又は一部を同一の組織内において別に定めるときは、その定める事務を除くものとする。

- (1) 所属の職員の人事、表彰、服務及び研修に関すること。
- (2) 所管の事務に係る契約に関すること。
- (3) 所管の事務に係る文書及び事務の管理等に関すること。
- (4) 公印の保管に関すること。
- (5) 部長の指定する事務事業の実施状況の把握に関すること（部における庶務に限る。）。
- (6) 組織内の組織相互間の調整に関すること。
- (7) 組織内の他の課又は係の所管に属しないこと。

4 局の内部組織のうち指揮隊について必要な事項は、局長が定める。

(内部組織の長等)

第3条 局に局長及び局次長、部に部長、課に課長、救急ワークステーションに所長、係に係長を置く。

2 局長は、消防長をもって充てる。

3 部に部理事、副理事、参事、総括参事役、参事役又は主幹を置くことができる。

4 課及び救急ワークステーションに参事、総括参事役、参事役、課長補佐（救急ワークステーションにあっては、副所長とする。）、主幹、主査又は副主査を置くことができる。

5 警防課に指揮隊長及び指揮副隊長を置くことができる。

6 通信指令課に指令長及び副指令長を置くことができる。

(内部組織の長等の職務と階級)

第4条 局長は消防司監、局次長、部長及び部理事は消防正監、副理事は消防監、課長、所長及び総括参事役は消防監又は消防司令長、指揮隊長、指令長、指揮副隊長、参事及び参事役は消防司令長、課長補佐、副所長、副指令長、主幹、係長及び主査は消防司令をもって充てる。ただし、局長が特に必要があると認めるときは、その他の消防職員のうちから命ずることができる。

2 局長、部長、課長、所長及び係長は、各々上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 局次長は、局長を補佐し、局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 課長補佐は課長を、副所長は所長をそれぞれ補佐し、所属職員を指揮監督する。

5 部理事、副理事、指揮隊長、指令長、指揮副隊長、参事、総括参事役、参事役、副指

令長、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

6 副主査は、上司の命を受けて担当事務を処理し、関係職員があるときは、当該職員を指導する。

(事務分担)

第5条 課長は、所属職員の事務分担表を作成し、局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、局長が定める。

附 則 (令和元年11月29日規則第90号)

この規則は、令和元年12月4日から施行する。

別表 (第2条関係)

総務部

総務課

企画総務係

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 儀式、渉外及び局長の秘書に関すること。
- (3) 消防組織及び職務権限並びに関係部局との調整に関すること。
- (4) 消防行政の基本的な政策の立案及び市長公室企画部との連絡調整に関すること。
- (5) 重要な事務事業の企画及び進行状況の把握に関すること。
- (6) 事務事業 (局長が指定するものに限る。) の実施状況の把握に関すること。
- (7) 消防行政に係る情報の収集及び分析に関すること。
- (8) 条例、規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (9) 重要文書の審査及び法令の調査研究に関すること。
- (10) 事務及び事業の改善の総括及び調整に関すること。
- (11) 各種統計資料及び消防史に関すること。
- (12) 公文書の公開及び個人情報の開示に関すること。
- (13) 消防団に関すること (他の課の所管に属するものを除く。)
- (14) 防災に係る各種協力団体の総括及び調整に関すること。
- (15) 局内の危機管理の総括に関すること。
- (16) 局内の他の部、部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

管理係

- (1) 局内の予算、決算その他財務に関すること。
- (2) 物品の出納及び管理の総括に関すること。
- (3) 財産の総括に関すること (他の所管に属するものを除く。)
- (4) 賠償事務に関すること (他の所管に属するものを除く。)
- (5) 補償に関すること。

人事課

人事係

- (1) 課の庶務に関すること。
- (2) 職員の任免に関すること。
- (3) 職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (4) 職員の試験及び選考に関すること。

- (5) 職員の定員管理に関すること。
- (6) 消防表彰制度に係る企画その他表彰に関すること（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 勤務時間その他の勤務条件に関すること。
- (8) 職員の勤務成績の評定に関すること。
- (9) 手当の認定に関すること。
- (10) 課内の他の係の所管に属しないこと。

研修厚生係

- (1) 職員研修の総括に関すること。
- (2) 職員の体力管理に関すること。
- (3) 研修資料の管理に関すること。
- (4) 図書及管理及び調整に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員の健康管理に関すること。
- (7) 労働安全衛生に関すること。
- (8) 職員の公務災害補償及び賞じゅつ金に関すること。
- (9) 服制及び被服その他の貸与品に関すること。
- (10) 消防職員委員会に関すること。

警防部

警防課

警防係（指揮隊、特別高度救助隊及び高度救助隊（中消防署高度救助隊を除く。））

- (1) 部及び課の庶務に関すること。
- (2) 消防部隊の基本運用に関すること。
- (3) 非常警防体制及び特別警戒体制の実施に関すること。
- (4) 警防業務に係る計画に関すること。
- (5) 災害事象の調査、分析及び研究に関すること。
- (6) 消防相互応援協定等に関すること。
- (7) 他の防災機関との連絡調整に関すること。
- (8) 消火活動上に支障となる物質等の届出、通報等に関すること。
- (9) 車両の配置運用に関すること。
- (10) 災害現場の指揮、指揮支援、監察及び評定に関すること。
- (11) 災害活動に係る教育及び安全管理に関すること。
- (12) 警防各種訓練に関すること。
- (13) 消防団、自衛消防組織その他の団体の訓練に対する助言及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (14) 水防に関すること。
- (15) 他の団体との合同訓練及び消防相互応援協定等に基づく訓練に関すること。
- (16) 救助訓練に関すること。
- (17) 救助業務に係る計画に関すること。
- (18) 火災その他の災害時における救助活動に関すること。
- (19) 救助技術の研究及び訓練指導並びに救助隊員の育成指導の総括に関すること。
- (20) 救助に係る統計及び情報の収集に関すること。
- (21) 国際消防救助隊に関すること。
- (22) 消防ヘリコプターに関すること。

- (23) 緊急離着陸場等の完成検査の立会いに関する事。
- (24) 部内の他の課並びに課内の他の係の所管に属しない事。

消防係

- (1) 消防機械器具等の統括管理に関する事（他の課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 車両更新に関する事。
- (3) 消防機械器具の研究、製作等に関する事。
- (4) 車両の点検検査、登録管理手続等に関する事。
- (5) 車両に係る保険の加入及び賠償事務に関する事。
- (6) 安全運転管理及び交通事故等の事後処理に関する事。
- (7) 消防地水利に関する事。
- (8) 消防活動に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）又は堺市開発行為等の手続に関する条例（平成15年条例第22号）に基づく開発行為の指導（高石市の要綱その他規程に基づく開発行為に係る指導を含む。）に関する事。
- (9) 緊急離着陸場等の完成検査に関する事。

通信指令課

情報管理係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 情報処理システムの推進並びに企画、調整、開発及び保守管理に関する事。
- (3) 事務の電算化の調整及び推進に関する事。
- (4) 電算機の効率的運用に関する事。
- (5) 消防行政統合システムの保守管理に関する事。
- (6) 課内の他の係の所管に属しない事。

指令係（第1部及び第2部）

- (1) 消防指令管制システムの運用管理に関する事。
- (2) 火災、救急、救助その他の受報及び出場指令に関する事。
- (3) 火災警報等の発令に関する事。
- (4) 気象情報の連絡に関する事。
- (5) 消防水利統制に関する事。
- (6) 現場情報の収集及び連絡に関する事。
- (7) 防災関係機関との連絡調整及び要請に関する事。
- (8) 招集に関する事。
- (9) 通信関連設備等の運用管理に関する事。
- (10) 通信業務資料の整理保存及び統計に関する事。
- (11) 消防部隊の動態管理に関する事。

救急部

救急課

- (1) 救急ワークステーションに係る救急施策の総括に関する事。

救急管理係（本部救急隊）

- (1) 部及び課の庶務に関する事。
- (2) 救急に係る業務計画に関する事。
- (3) 救急隊の運用に関する事。
- (4) 救急自動車及び救急資器材の配置に関する事。
- (5) 救急関係機関との連絡調整に関する事（救急ワークステーションの所管に属するものを除く。）。
- (6) 救急情報の収集及び報告に関する事。

- (7) 救急活動に係る賠償事務に関する事。
- (8) 患者等搬送事業の認定及び指導に関する事。
- (9) 救急業務に関する事。
- (10) 救急資器材の管理に関する事。
- (11) 部内の他の課（救急ワークステーションを含む。）及び課内の他の係の所管に属しない事。

予防救急係

- (1) 予防救急に関する事。
- (2) 救急知識及び応急手当の普及啓発の推進に関する事。
- (3) まちかど救急ステーション事業に関する事。

救急ワークステーション（西区家原寺町1丁1番3号）

救急医療連携係

- (1) 救急ワークステーションの庶務に関する事。
- (2) メディカルコントロール業務その他の救急ワークステーションにおける業務の管理運営に関する事。
- (3) 救急統計の分析及び研究に関する事。
- (4) 堺市立総合医療センター（災害拠点病院）及び堺市こども急病診療センターとの連絡調整に関する事。
- (5) 救急業務の高度化に関する事。
- (6) 病院実習の調整に関する事。
- (7) 指導救命士制度の実施に関する事。

救急指導係（特別救急隊及び救急ワークステーション救急隊）

- (1) 救急業務に関する事。
- (2) 救急資器材の管理に関する事。
- (3) 救急技術の研究に関する事。
- (4) 救急活動に係る教育、指導及び助言に関する事（救急救命士の資格を新たに取得した者に対する救急教育を含む。）。

予防部

予防査察課

予防係

- (1) 部及び課の庶務に関する事。
- (2) 火災予防対策の企画及び調整に関する事。
- (3) 防火管理者、防災管理者等の育成及び指導に関する事。
- (4) 防火防災指導及び防火思想の普及に関する事。
- (5) 火災予防運動に関する事。
- (6) 消防音楽隊に関する事。
- (7) 局内の広報及び広聴の総括に関する事。
- (8) 報道機関との連絡調整に関する事。
- (9) 消防機関誌の編集及び発行に関する事。
- (10) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

査察係

- (1) 消防対象物の査察に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (2) 消防対象物の違反処理に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (3) 消防対象物に係る災害の事故処理及び事例研究に関する事（危険物保安課の

所管に属するものを除く。)

- (4) 旅館、ホテル等の防火安全性の指導に関する事。
- (5) 防火対象物の統計事務に関する事。
- (6) 査察統計に関する事 (危険物保安課の所管に属するものを除く。)
- (7) 優良防火管理関係事業所等の表彰事務に関する事。
- (8) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検報告制度に関する事。
- (9) 防火対象物の定期点検報告制度、防災管理点検報告制度等の総括に関する事。
- (10) 消防対象物の査察基準等の策定及び査察技術の研究指導に関する事 (危険物保安課の所管に属するものを除く。)
- (11) 防火管理者及び統括防火管理者並びに防災管理者及び統括防災管理者の業務遂行の指導の総括に関する事。
- (12) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理の安全指導に関する事。

設備係

- (1) 建築物の確認及び許可の同意に関する事。
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置指導及び検査に関する事。
- (3) 防火対象物の竣工検査に関する事。
- (4) 防災表示者 (防災性を有する物であることを表示する権限を有する者をいう。) の認定申請手続に関する事。
- (5) 設備等技術基準に係る運用に関する事。
- (6) 建築物の確認等の統計に関する事。

調査係

- (1) 火災の原因及び損害の調査に関する事。
- (2) 火災の統計及び報告に関する事。
- (3) 火災の原因に関する調査技術の研究に関する事。
- (4) 火災以外の災害の調査に関する事 (他の課の所管に属するものを除く。)
- (5) 火災等の証明書等に関する事。
- (6) 消防署、消防分署又は消防出張所が所管する調査業務の指導に関する事。
- (7) 火災の原因に関する調査に係る鑑識及び鑑定に関する事。

危険物保安課

危険物係

- (1) 課の庶務及び危険物等の統計事務に関する事。
- (2) 危険物製造所等の事業に係る調整及び安全指導に関する事。
- (3) 第一種事業所 (石油コンビナート等災害防止法 (昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。) 第2条第4号に規定する第一種事業所をいう。以下同じ。) の危険物製造所等の設置及び変更の許可、完成検査前検査、完成検査、仮使用承認並びに危険物の仮貯蔵及び仮取扱いの承認に関する事。
- (4) 危険物製造所等の保安検査に関する事。
- (5) 危険物製造所等の定期点検に関する事。
- (6) 危険物等の鑑定に関する事。
- (7) 少量危険物及び指定可燃物に関する事。
- (8) 危険物安全月間等に係る企画立案に関する事。
- (9) 危険物等の手数料の収納に関する事。
- (10) 危険物施設の査察及び違反処理並びに危険物施設に係る災害の事故処理及び事例研究に関する事。
- (11) 危険物施設の査察統計に関する事。

- (12) 優良危険物関係事業所等の表彰事務に関する事。
- (13) 第一種事業所の査察、違反処理及び災害の事故処理に関する事。
- (14) 危険物施設に係る査察基準等の策定及び査察技術の研究指導に関する事。
- (15) 危険物製造所等に係る予防規程の認可に関する事。
- (16) 危険物取扱者及び危険物保安監督者の業務遂行の指導に関する事。
- (17) 危険物施設の維持管理に係る安全指導及び総括に関する事。
- (18) 課内の他の係の所管に属しない事。

保安係

- (1) 石災法に基づく新設等の届出、指示等に関する事。
- (2) 石災法に基づく特定事業者に係る災害予防に関する事。
- (3) 石災法に基づく災害時の応急措置に関する事。
- (4) 高圧ガスの製造並びに第一種貯蔵所の設置及び変更の許可に関する事。
- (5) 高圧ガス製造施設等の完成検査及び保安検査並びに高圧ガスの輸入検査に関する事。
- (6) 高圧ガスに係る危害予防規程及び保安教育計画に関する事。
- (7) 高圧ガスの容器検査所の登録及び更新に関する事。
- (8) 高圧ガスの製造者等の施設への立入検査及び違反処理に関する事。
- (9) 液化石油ガス販売事業の登録に関する事。
- (10) 液化石油ガスの保安機関及び保安の確保の方法等の認定に関する事。
- (11) 液化石油ガスに係る保安業務規程の認可に関する事。
- (12) 液化石油ガス貯蔵施設等の設置及び変更の許可並びに完成検査に関する事。
- (13) 液化石油ガスの充填設備の設置及び変更の許可、完成検査並びに保安検査に関する事。
- (14) 液化石油ガス販売事業者等の施設への立入検査及び違反処理に関する事
(消費生活センターの所管に属するものを除く。)
- (15) 火薬類の製造、販売、譲渡、譲受、輸入、消費、廃棄等の許可に関する事。
- (16) 火薬庫の設置及び変更の許可、完成検査並びに保安検査に関する事。
- (17) 火薬類製造施設等の完成検査及び保安検査に関する事。
- (18) 火薬類に係る危害予防規程及び保安教育計画の認可に関する事。
- (19) 火薬類の製造業者等の施設への立入検査及び違反処理に関する事。

○堺市消防署事務分掌規程

令和元年9月24日消防長庁達第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第10条第2項の規定に基づき、消防署の内部組織、分掌事務その他必要な事項について定める。

(内部組織及び分掌事務)

第2条 消防署の内部組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定める内部組織のうち、消防分署及び消防出張所（以下「分署等」という。）の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

(本署の内部組織の長等)

第3条 消防署の本署に消防署長（以下「署長」という。）及び副署長を、課に課長及び課長補佐を、係に係長を置く。

2 消防署の本署に参事、主幹、主査その他必要な職員を置くことができる。

3 課に参事、主幹又は主査を置くことができる。

(分署長等)

第4条 消防分署に分署長を、消防出張所に出張所長（以下これらを「分署長等」という。）を置く。

2 分署等に主査その他必要な職員を置くことができる。

(本署の内部組織の長等の職務及び階級)

第5条 署長は消防正監又は消防監を、副署長は消防監又は消防司令長を、課長及び参事は消防司令長を、課長補佐、主幹、係長及び主査は消防司令をもって充てる。ただし、消防局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、課長補佐、主幹及び主査の職に限り、消防吏員以外の消防職員をもって充てることができる。

3 署長は、消防局長の命を受けて消防署の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

4 副署長は、署長を補佐して所管の事務を掌理し、署長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 課長、課長補佐及び係長は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 警防課の課長補佐は、課長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 参事、主幹及び主査は、上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員があるときは、これを指揮監督する。

(分署長等の職務及び階級)

第6条 分署長は消防司令長又は消防司令を、出張所長は消防司令をもって充てる。

2 分署長等は、上司の命を受けて分署等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 前条の規定（主査に関する部分に限る。）は、分署等の主査について準用する。

(事務分担)

第7条 署長は、所属職員の事務分担表を作成し、消防局長に報告しなければならない。これを変更したときも、また同様とする。

(管轄区域)

第8条 消防署の本署及び分署等の管轄区域は、別表第3のとおりとする。

(補則)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和元年9月24日消防長庁達第8号）

この庁達は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

予防課

総務係

- (1) 署及び課の庶務に関すること。
- (2) 職員の賞罰その他身分に関すること。
- (3) 職員の配置に関すること。
- (4) 職員の公務災害に関すること。
- (5) 職員の福利厚生に関すること。
- (6) 職員の健康管理及び安全衛生に関すること。
- (7) 職員の体力錬成に関すること。
- (8) 職員の服務に関すること。
- (9) 職員の研修に関すること。
- (10) 図書管理に関すること。
- (11) 給与及び各種手当に関すること。
- (12) 被服その他の貸与品及び給与品に関すること。
- (13) 庁舎、土地及び附帯設備の管理に関すること。
- (14) 物品の出納及び管理に関すること。
- (15) 予算の編成及び軽易な予算の執行に関すること。
- (16) 手数料その他徴収金の収納に関すること。
- (17) 文書の受発、編さん及び保存に関すること。
- (18) 公印の管理に関すること。
- (19) 安全運転管理に関すること。
- (20) 所属長表彰に関すること。
- (21) 防災に係る各種協力団体に関すること。
- (22) 管内消防団との調整に関すること（高石消防署に係るものに限る。）。
- (23) 署内の他の課の所管に属しないこと。

消防団係（美原消防署に限る。）

- (1) 消防団員の定員、任免、分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 消防団員の表彰に関すること。
- (3) 消防団員の退職報償事務に関すること。
- (4) 消防団員の報酬及び費用弁償に関すること。
- (5) 消防団員の服制に関すること。
- (6) 消防団員の災害補償に関すること。
- (7) 消防団の施設の維持管理に関すること。
- (8) 消防団の機械器具の配置及び保守管理に関すること。
- (9) 消防団員の訓練及び研修に関すること。
- (10) 消防協会に関すること。
- (11) 消防団の諸計画に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、消防団に関すること。

予防係・指導係共通事項

- (1) 堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）に基づく指導及び各種届出の受理に関すること（警防係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 予防広報に関すること。
- (3) 防火思想の普及に関すること。
- (4) 火災予防運動の実施に関すること。
- (5) 消防対象物の査察実施及び査察結果の処理に関すること。

(6) 法令違反消防対象物の指導に関する事。

予防係

- (1) 防火管理者、防災管理者等の選任に関する事。
- (2) 防火管理者、防災管理者等の育成指導に関する事。
- (3) 防火対象物に係る防火管理業務、防災管理業務等の指導に関する事。
- (4) 旅館、ホテル等及び風俗営業の許可等に係る意見書等の交付に関する事。
- (5) 防火対象物の定期点検報告制度、防災管理点検報告制度等に関する事。
- (6) 建築物の確認並びに許可及び認可の同意に関する事（消防局予防査察課（以下「予防査察課」という。）の所管に属するものを除く。）。
- (7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく公開による聴聞会その他防災指導に関する事（予防査察課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 消防用設備等の設置指導及び検査並びに維持管理の安全指導に関する事（予防査察課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 防火対象物の竣工検査に関する事（予防査察課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 防火管理講習、防災管理講習等に関する事。
- (11) 課内の他の係の所管に属しない事。

指導係

- (1) 危険物製造所等の維持管理の安全指導に関する事。
- (2) 危険物製造所等の保安管理業務の指導に関する事。
- (3) 危険物取扱者等の育成指導に関する事。
- (4) 危険物製造所等の設置及び変更に係る許可、中間検査、完成検査前検査及び完成検査に関する事（消防局危険物保安課（以下「危険物保安課」という。）の所管に属するものを除く。）。
- (5) 危険物製造所等の仮使用の承認に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (6) 危険物製造所等の予防規程の認可に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (7) 危険物製造所等の定期点検の指導に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 危険物製造所等に係る届出の受理に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (9) 危険物の仮貯蔵、仮取扱いの承認に関する事（危険物保安課の所管に属するものを除く。）。
- (10) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に関する事（堺消防署、西消防署及び高石消防署に限るものとし、危険物保安課の所管に属するものを除く。）。

第1 警防課・第2 警防課

警防係・救助係（高度救助隊、中消防署に限る。）共通事項

- (1) 火災の警戒及び防御に関する事。
- (2) 救助業務に関する事。
- (3) 水防に関する事。
- (4) 消防地水利に関する事（消防局警防課（以下「警防課」という。）の所管に属するものを除く。）。
- (5) 消防訓練に関する事。
- (6) 警防計画の策定に関する事。

- (7) 消防対象物の査察実施及び査察結果の処理に関する事。
 - (8) 火災等防御検討会の実施に関する事。
 - (9) 自衛消防訓練の指導に関する事。
 - (10) 火災及びその他の災害の調査に関する事（火災の調査に関する事については予防査察課の所管に属するものを除く。）。
 - (11) 火災等の証明書等の交付に関する事。
 - (12) 調査資器材の管理に関する事。
 - (13) 消火活動に重大な支障となる物資等の貯蔵及び取扱いの届出及び通報に関する事。
 - (14) 道路工事等の届出に関する事。
 - (15) 消防用機械器具の整備及び保全に関する事。
 - (16) 通信機器の保守管理及び運用に関する事。
 - (17) 開発指導に係る防火水槽等の中間検査及び完成検査並びに消防活動空地の検査に関する事。
 - (18) 管内の消防団、自衛消防組織その他の団体（以下「消防団等」という。）が行う教育訓練に対する助言及び指導に関する事。
 - (19) 課内の他の係の所管に属しない事（警防係に限る。）。
- 救助係（高度救助隊、中消防署に限る。）
- (1) 救助訓練に関する事。
 - (2) 救助業務に係る計画に関する事。
 - (3) 火災その他の災害時における救助活動に関する事。
 - (4) 救助技術の研究及び訓練指導並びに救助隊員の育成指導の総括に関する事。
 - (5) 救助に係る統計及び情報の収集に関する事。
 - (6) 国際消防救助隊に関する事。
 - (7) 消防ヘリコプターに関する事。
 - (8) 緊急離着陸場等の完成検査の立会いに関する事。
- 救急係
- (1) 救急業務に関する事。
 - (2) 救急資器材の管理に関する事。
 - (3) 救急技術の指導及び訓練に関する事。
 - (4) 救急に係る統計に関する事。
 - (5) 応急手当の普及啓発活動に関する事。
- 消防出張所（堺消防署、東消防署、南消防署、北消防署及び高石消防署に限る。）
- (1) 火災の警戒及び防衛に関する事。
 - (2) 救助業務に関する事。
 - (3) 水防に関する事。
 - (4) 消防地水利に関する事（警防課の所管に属するものを除く。）。
 - (5) 消防訓練に関する事。
 - (6) 警防計画の策定に関する事。
 - (7) 消防対象物の査察実施及び査察結果の処理に関する事。
 - (8) 火災等防御検討会の実施に関する事。
 - (9) 自衛消防訓練の指導に関する事。
 - (10) 火災及びその他の災害の調査に関する事（火災の調査に関する事については予防査察課の所管に属するものを除く。）。
 - (11) 火災等の証明書等の交付に関する事。
 - (12) 調査資器材の管理に関する事。

- (13) 消火活動に重大な支障となる物資等の貯蔵及び取扱いの届出及び通報に関する
こと。
 - (14) 道路工事等の届出に関すること。
 - (15) 消防用機械器具の整備及び保全に関すること。
 - (16) 通信機器の保守管理及び運用に関すること。
 - (17) 開発指導に係る防火水槽等の中間検査及び完成検査並びに消防活動空地の検査
に関すること。
 - (18) 管内の消防団等が行う教育訓練に対する助言及び指導に関すること。
 - (19) 救急業務に関すること。
 - (20) 救急資器材の管理に関すること。
 - (21) 救急技術の指導及び訓練に関すること。
 - (22) 救急に係る統計に関すること。
 - (23) 応急手当の普及啓発活動に関すること。
- 消防分署（西消防署第1警防課・第2警防課に限る。）
- (1) 火災の警戒及び防御に関すること。
 - (2) 救助業務に関すること。
 - (3) 水防に関すること。
 - (4) 消防地水利に関すること（警防課の所管に属するものを除く。）。
 - (5) 消防訓練に関すること。
 - (6) 警防計画の策定に関すること。
 - (7) 消防対象物の査察実施及び査察結果の処理に関すること。
 - (8) 火災等防御検討会の実施に関すること。
 - (9) 自衛消防訓練の指導に関すること。
 - (10) 火災及びその他の災害の調査に関すること（火災の調査に関することについては
予防査察課の所管に属するものを除く。）。
 - (11) 火災等の証明書等の交付に関すること。
 - (12) 調査資器材の管理に関すること。
 - (13) 消火活動に重大な支障となる物資等の貯蔵及び取扱いの届出及び通報に関する
こと。
 - (14) 道路工事等の届出に関すること。
 - (15) 消防用機械器具の整備及び保全に関すること。
 - (16) 通信機器の保守管理及び運用に関すること。
 - (17) 開発指導に係る防火水槽等の中間検査及び完成検査並びに消防活動空地の検査
に関すること。
 - (18) 管内の消防団等が行う教育訓練に対する助言及び指導に関すること。
 - (19) 救急業務に関すること。
 - (20) 救急資器材の管理に関すること。
 - (21) 救急技術の指導及び訓練に関すること。
 - (22) 救急に係る統計に関すること。
 - (23) 応急手当の普及啓発活動に関すること。

堺市消防部隊出場編成等基準

○消防部隊出場編成等基準

平成元年 1 2 月 2 日消警第 3 3 2 号

(目的)

第 1 条 この基準は、堺市警防規程（平成 2 0 年消防長庁達第 2 6 号。以下「規程」という。）第 3 7 条に基づく消防部隊編成及び、第 3 9 条に基づく消防部隊の出場編成等に関して、その運用上必要とする基準を定めることにより、警防体制の万全を期することを目的とする。

(消防部隊の出場編成の原則)

第 2 条 消防部隊の出場編成は、火災等における災害種別等を別表 1 のとおり区分し、それぞれの火災等の種別ごとに出場する消防部隊の編成及び、警防計画において任務を主たる項目として設けた消防部隊の編成とする。

(消防部隊の編成方法)

第 3 条 消防部隊の編成方法は、次に掲げるところによるものとし、当該対象とする火災等への適用は、警防計画基本方針として警防部長が別に指定する。

(1) 基本編成 建物火災の防御に必要とする、一団の消防部隊を基本単位として、火災の推移に応じ消防隊の増減措置が迅速に実施できるよう、消防部隊の出場編成を 4 段階に区分して消防部隊を編成する。

(2) 特別編成 基本編成による消防部隊の編成では、防御に困難が予想される火災等に対応するため、基本編成を隊編成の母体として、当該対象とする火災等の種別に応じ消防隊を増減し、又は特殊な活動隊若しくは消防隊を付加し消防部隊を編成する。

(3) 計画編成 基本編成及び特別編成では、防御困難な火災等に対応するため、別に定めるところにより警防計画を策定し、当該警防計画で策定した出場計画の定めるところにより消防部隊を編成する。

(4) 限定編成 局所的な火災等に対応するため、基本編成の 2 分の 1 以内の消防隊で編成し、又、必要に応じ出場区分を設定して編成する。

(5) 特命編成 消防隊の増強又は特定の任務隊を必要とするときに、特定の消防隊を特命出場隊に指名し、1 隊又は数隊をもって編成する。

(消防部隊出場編成の基準)

第 4 条 災害種別等による消防部隊の出場編成は、別表 2 のとおりとする。

(消防車両等の名称及び記号)

第 5 条 消防部隊出場編成基準の出場編成隊種に用いる消防車両等の名称は、堺市消防機械器具管理整備規程（平成 2 0 年消防長庁達第 1 5 号）別表第 1 の略称記号とする。

(消防部隊の現場出場)

第 6 条 消防部隊の現場出場は、第 4 条に定める消防部隊出場編成基準表の出場区分に基づき、次に定めるところによる。

(1) 第 1 出場 第 1 出場に編成されている消防隊が出場する。

(2) 第 2 出場 第 1 出場、第 2 出場に編成されている消防隊が出場する。

(3) 第 3 出場 第 1 出場から第 3 出場に編成されている消防隊が出場する。

(4) 第 4 出場 第 1 出場から第 4 出場に編成されている消防隊が出場する。

2 通信指令課長は、前項に定めるところにかかわらず、火災等の覚知時の状況、現場状況又は現場最高指揮者からの要請等により、必要があると認めるときは、別に出場隊を選定し、消防部隊を編成するものとする。

(事前第 2 出場)

第7条 事前第2出場とは、事前に定められた事由等により、第1出場及び第2出場に編成されている消防隊が出場することをいう。

2 事前に定められた事由等は、次の各号によるものとする。

- (1) 火災警報が発令されたとき。
- (2) 火災気象通報のうち、平均風速12 m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのあるとき。
- (3) 渇水期又は消火栓配管の広域にわたる工事等によって消防用水利が著しく不足し、通信指令課長が第2出場を必要と認め事前指令しているとき。
- (4) 警防計画の出場計画において事前第2出場と定められているとき。
ただし、通信指令課長は、燃烧部品、燃烧箇所等通報時の内容により、第1出場とすることができるものとする。
- (5) その他消防局長が特に必要と認めるとき。

3 通信指令課長は、前項第1号及び第2号による事前第2出場を事前に周知する必要がある場合は、警防部長の承認を得て一斉指令にて周知するものとする。

なお、これを解除するときも同様とする。

(進駐小隊の編成基準)

第8条 規程第40条に定める進駐小隊の編成隊数は、第2出場及び第3出場時にあつてはそれぞれ4隊以内をもって編成し、通信指令課長が必要と認める署所に移動配置するものとする。

2 通信指令課長は、第4出場及び特別指揮体制時において進駐小隊の編成を必要と認めるときは、警防部警防課長と連絡調整を図り必要な措置を講じるものとする。

(中隊長の出場)

第9条 中隊長の出場については、規程第67条に定めるもののほか、通信指令課長が指定する災害に出場するものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めのない事項については、警防部長が定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和元年12月4日から施行する。

別表1(第2条関係)

1 火災等における災害種別等

災害種別	災害分類	内 容
火災	建物	5階建以下の建物で発生した火災
	重文雑草	指定文化財の建造物周辺で発生した雑草火災
	中高層建物	6階建以上の建物で発生した火災若しくは5階建以下の建物で軒高15m以上の建物(みなし階)で発生した火災
	特定事業所	石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)(以下、「石災法」という。)に基づく、特定事業所内で発生した火災及び爆発
	臨海危険物	石災法に基づく、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所以外の危険物施設で発生した火災及び爆発
	内陸危険物	石災法に基づく、石油コンビナート等特別防災区域外

火災		の危険物施設で発生した火災及び爆発
	航空機	航空機の墜落事故等で発生した災害
	大和川線火災	阪神高速6号大和川線で発生した火災
	林野	雑木等が自然に生育している土地で発生した火災
	一般車両	原動機によって運行することのできる車両及び被牽引車、又はこれらの積載物で発生した火災
	高架上車両	高架上道路で原動機によって運行することのできる車両及び被牽引車、又はこれらの積載物で発生した火災
	油類積載車 (タンクローリー車)	危険物移動タンク貯蔵所及び危険物を積載した車両で発生した火災
	高架上油類積載車 (タンクローリー車)	高架上道路で危険物移動タンク貯蔵所及び危険物を積載した車両で発生した火災
	電柱	電柱上のトランス等、又は電信柱で発生した火災
	接岸船舶	繋留中の船舶で発生した火災
	船舶	繋留中以外の船舶で発生した火災
	塵芥	塵芥、雑草又は廃材からの火災
	人体	屋外で人体が燃焼している火災
	洞道	指定洞道内で発生した火災
	列車	軌道敷地内の線路上を運行する列車(地下鉄を除く。)で発生した火災
	高架上列車	高架上の軌道敷地内を運行する列車で発生した火災
地下鉄	地下鉄の駅舎及び隧道内で発生した火災	
救急	一般救急	一般救急業務の事案
	高架上救急	高架上道路で救急業務の事案
	軌道内救急	軌道敷地内で救急業務の事案
	救命救急	心肺停止傷病者が発生した事案(高架上を除く。)
	大和川線救急	阪神高速6号大和川線で発生した事案
救助	一般救助	人命救助活動を必要とする事案
	水難救助	水難救助活動を必要とする事案
	海難救助	海難救助活動を必要とする事案
	高架上救助	高架上で人命救助活動を必要とする事案
	集団災害	局地的な同一災害や事故等により、傷病者が複数発生し、又は発生するおそれがあり、通常体制では救急・救助活動が困難であると予測される事案
	高架上集団	高架上で傷病者が複数発生し、又は発生するおそれがあり、通常体制では救急・救助活動が困難であると予測される事案
	軌道内救助	軌道敷地内にて人命救助活動を必要とする事案
	緊通救助	一人暮らし高齢者等によるペンダント通報で、人命救助活動を必要とする事案
	大和川線救助	阪神高速6号大和川線にて人命救助活動を必要とする事案
警戒	一般警戒	燃料漏洩、異常臭気等が発生している事案
	高架上警戒	高架上道路での燃料漏洩、異常臭気等が発生している事案

警戒	都市ガス漏洩	都市ガス及びプロパンガス等の臭気、漏洩事案
	危険物施設	危険物施設及び、危険物を積載した車両で発生した危険物漏洩、異常臭気等が発生している事案
	危険物施設 (高架上)	高架上道路で危険物移動タンク貯蔵所及び危険物を積載した車両で発生した危険物漏洩、異常臭気等が発生している事案
	特定事業所A	石災法に基づく特定事業所内で発生した危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒劇物その他有害な物質の大量漏洩事案
	特定事業所B	石災法に基づく特定事業所内で発生した危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒劇物その他有害な物質の漏洩事案のうち、特定事業所Aに該当しない小規模な事案
	大和川線警戒	阪神高速6号大和川線での燃料漏洩、異常臭気等が発生している事案
その他	風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水、雨水出水（水防法に基づくものを言う。）、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御を必要とする事案 ・突風や暴風による倒木、屋根瓦などの飛散等に際し、警戒又は防御を必要とする事案
	応援	消防相互応援協定に基づく応援出場する事案(大規模災害及び緊急消防援助隊計画に基づく出場を含む。)
	進駐	消防力を充足するため、消防隊等を移動配置させる事案
	特命	災害の規模により出場消防隊の限定、又は増隊を必要とする事案
	支援	高架道路等における災害で、消防隊、救急隊及び調査隊を支援するための事案
	特殊災害（限定）	事案が小規模な硫化水素事故等又は毒劇物（危険物等）漏洩、異臭等の事案で、覚知段階において原因物質を特定しがたく、NBC災害の疑いがあると思われる事案
	特殊災害	多数の傷病者が発生し、NBC災害であると判断される事案

2 追加編成

任務種別	内 容
現場救護	火災等出場時において、傷病者が複数発生し、現場救護所の設置の必要がある事案で、上記1で定める災害分類に追加編成するもの。
低水圧	消火栓から水の出にくいおそれのある地域において、火災等が発生した場合、上記1で定める災害分類に追加編成するもの。
重要建築物 (病院)	重要建築物警防計画を作成している病院において火災等が発生した場合、上記1で定める災害分類に追加編成するもの。
重要建築物 (病院以外)	重要建築物警防計画を策定している病院以外の対象物において火災等が発生した場合、上記1で定める災害分類に追加編成するもの。

災害種別等	編成方式	出場編成隊種	出場区分				備 考	
			第1	第2	第3	第4		
火	建築物 (重文雑草)	基本編成	①本T車	1				第1出場編成隊のみ任務指定を行う。 ④伸梯不要時は安全管理隊として活動 ⑤特工が、第1出場で編成されなかった場合は、第3出場で編成する。 ⑦指揮支援隊 ⑨HT支援隊(伸梯不要時は消火隊へ移行)
			②T車/本T車	1	1	2	2	
			③P車	2	1	2	2	
			④HT	1				
			⑤特工/救工	1		1		
	⑥1指/2指	1	1					
	⑦本T車	1						
	⑧救急/1救/2救	1						
	⑨P車	1	1					
	⑩HT支援隊	1						
中高層建物	特別編成	①本T車	1				第1出場編成隊のみ任務指定を行う。 ③伸梯不要時は安全管理隊として活動 ⑤特工が、第1出場で編成されなかった場合は、第3出場で編成する。 ⑦指揮支援隊 ⑨梯子支援隊(伸梯不要時は、避難誘導及び水損防止活動) *任務指定は行っていない。	
		②T車/本T車	1	1	2	2		
		③五連/六連	1		1			
		④P車	2	2	2	2		
		⑤特工/救工	1		1			
⑥1指/2指	1	1						
⑦本T車	1							
⑧救急/1救/2救	1							
⑨P車	1	1						
⑩梯子支援隊	1							
特定事業所	計画編成	①本T車	1				*任務指定は行っていない。	
		②大化	1	3	2	2		
		③特工	1					
		④救工	1	1				
		⑤SQ/大S	1		1			
		⑥原搬	1					
		⑦P車	1			1		
		⑧1指/2指	1	1				
		⑨特災	1					
		⑩本T車	1					
⑪救急/1救/2救	1							
⑫指揮支援隊	1							
臨海危険物	計画編成	①本T車	1				第1出場編成隊のみ任務指定を行う。 ⑨指揮支援隊	
		②T車/本T車	1	1	2	2		
		③大化	1	1	1			
		④P車	2	2	2	2		
		⑤SQ/大S	1					
		⑥特工	1					
		⑦救工	1	1				
		⑧1指/2指	1	1				
		⑨本T車	1					
		⑩特災	1					
⑪救急/1救/2救	1							
内陸危険物	特別編成	①本T車	1				第1出場編成隊のみ任務指定を行う。 ⑩指揮支援隊 ⑫HT支援隊(伸梯不要時は消火隊へ移行) *任務指定は行っていない。	
		②T車/本T車	1	1	2	2		
		③大化	1					
		④P車	2	1	2	2		
		⑤HT	1					
		⑥特工	1					
		⑦救工	1	1				
		⑧特災	1					
		⑨1指/2指	1	1				
		⑩本T車	1					
⑪救急/1救/2救	1							
⑫P車	1	1						
航空機	計画編成	①本T車	1				⑥特殊資機材コンテナ ⑬指揮支援隊 ⑭特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。	
		②T車/本T車	2					
		③大化/特化	2	3	2			
		④P車	3	3	3			
		⑤SQ/大S	1	1				
		⑥西防工(特殊)	1					
		⑦特工	1					
		⑧救工	1	1				
		⑨災対	1	1	1			
		⑩五連/六連	1					
⑪空充	1	1						
⑫1指/2指	1	1						
⑬本T車	1							
⑭救急	1							
⑮救急/1救/2救	2	6	3					
大和川線火災	計画編成	①本T車	1				②進入管理隊 ⑪後方支援隊	
		②本T車	2					
		③T車	1					
		④大化	1					
		⑤臨水槽	1					
		⑥T車/P車	1					
		⑦特工	1					
		⑧救工	1					
		⑨1指/2指	2					
		⑩救急/1救/2救	2					
⑪T車/P車	1							
林 野	特別編成	①本T車	1				④山林風水害資器材コンテナ ⑥特工が、第1出場で編成されなかった場合は、第2出場で編成する。 ⑩指揮支援隊	
		②T車/本T車	2	2	2			
		③P車	3	3	2			
		④西防工(山林)	1					
		⑤ST	1	1				
		⑥特工/救工	1	1				
		⑦大化	2	2				
		⑧水槽	1					
		⑨1指/2指	1	1				
		⑩本T車	1					
⑪救急/1救/2救	1							
一般車両 (平面) (高架)	限定編成	①本T車	1				活動車両については災害ポストの直近入口を指定。 ②高架上の場合編成 ③管内管轄車両 ④高架上の場合、T車/本T車から編成 ⑥後方支援隊(高架上の場合編成)	
		②水槽(※高架)	1					
		③P車/T車/本T車	1					
		④T車/本T車/P車	1					
		⑤救急/1救/2救	1					
		⑥T車/P車(※高架)	1					

火	タンクローリー (油類積載車) (平面) (高架)	特別編成	①本T車 ②水槽 (※高架) ③P車/T車/本T車 (※高架) ④T車/本T車/P車 (※高架) ⑤大化 ⑥特工 ⑦特災 ⑧1指/2指 ⑨本T車 ⑩救急/1救/2救 ⑪T車/P車 (※高架)	1 1 1 2(1) 1 1 1 1 1 1 1					*任務指定は行っていない。 ②高架上の場合編成 ③管内管轄車両 ⑥現場状況に応じて、救工を特命編成する。 ⑨指揮支援隊 ⑪後方支援隊 (高架上の場合編成)
	電 柱	限定編成	①本T車 ②P車/T車/本T車 ③T車/本T車/P車	1 1 1				*任務指定は行っていない。 ②管内管轄車両	
	接岸船舶	特別編成	①本T車 ②本T車/T車/P車 ③大化 ④特工 ⑤救工 ⑥消艇 ⑦1指/2指 ⑧本T車 ⑨救急/1救/2救	1 3 1 1 1 1 1 1 1				*任務指定は行っていない。 ②の内1台は茅海に乗船。 ⑧指揮支援隊	
	船 舶	限定編成	①本T車 ②消艇 ③特工/救工 ④救急/1救/2救 ⑤1指/2指	1 1 1 1 1				①③④は茅海に乗船。	
	塵 芥 (雑草) (廃材)	限定編成	①P車/T車/本T車 ②T車/本T車	1 1				*任務指定は行っていない。 ①管内管轄車両	
	人 体	限定編成	①本T車 ②P車/T車/本T車 ③T車/本T車 ④救急/1救/2救	1 1 1 1				*任務指定は行っていない。 ②管内管轄車両	
	列 車 (高 架) (平 面)	特別編成	①本T車 ②HT ③本T車/T車/P車 ④特工 ⑤救工 ⑥災対 ⑦1指/2指 ⑧本T車 ⑨救急 ⑩救急/1救/2救 ⑪T車/P車	1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 2		1 1		*任務指定は行っていない。 ③高架上の場合、本T車/T車から編成 ⑧指揮支援隊 ⑨特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。 ⑪後方支援隊	
	洞 道	特別編成	①本T車 ②T車/本T車 ③P車 ④特工/救工 ⑤西防工 (特殊) ⑥空充 ⑦1指/2指 ⑧本T車 ⑨救急/1救/2救	1 2 3 1 1 1 1 1 1	2 3 1 1	2 3 3	2 3	第1出場編成隊のみ任務指定を行う。 ④特工が、第1出場で編成されなかった場合は、第2出場で編成する ⑤防災資機材コンテナ ⑧指揮支援隊	
	地下鉄 (マニュアル時)	計画編成	①本T車 ②本T車/T車 ③P車 ④五連/六連 ⑤特工 ⑥救工 ⑦空充 ⑧西防工 (防災) ⑨中継 ⑩1指/2指 ⑪本T車 ⑫救急 ⑬救急/1救/2救	1 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2	3 3 1 1	3 3 1 1		*任務指定は行っていない。 ⑧防災資機材コンテナ ⑩指揮支援隊 ⑫特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。	
	救 急	救 急 (高 架)	限定編成	①救急/1救/2救 ②T車/P車 (※高架)	1 1				※高架上の場合は、①②入口指定。 ②後方支援隊を編成する。 ①③救急活動支援隊
軌道内救急		限定編成	①本T車 ②救急/1救/2救 ③P車/T車/本T車 ④P車/T車/本T車	1 1 1 2				④後方支援隊	
救命救急		限定編成	①救急/1救/2救 ②P車/T車/本T車	1 1				②救命活動支援隊	
大和川線救急		限定編成	①救急/1救/2救 ②P車/T車/本T車 ③T車/P車	1 1 1				②救急活動支援隊 ③後方支援隊	
災	一 般 (平 面) (高 架)	限定編成	①本T車 ②本T車/T車/P車 ③特工/救工 ④救急/1救/2救 ⑤T車/P車 (※高架)	1 2 1 1 1				*任務指定は行っていない。高架上の場合は、①~⑤入口指定。 ②高架上の場合、本T車/T車から編成 ⑤後方支援隊 (高架上の場合編成)	
	水 難	限定編成	①本T車 ②本T車/T車/P車 ③特工 ④救工 ⑤特災 ⑥救急/1救/2救	1 2 1 1 1 1				*任務指定は行っていない。	
	海 難	限定編成	①本T車 ②消艇 ③特工 ④救工 ⑤特災 ⑥救急/1救/2救 ⑦1指/2指	1 1 1 1 1 1 1				①⑥は茅海に乗船。 ③⑤又は④が茅海へ乗船。	

救	軌道内救助	限定編成	①本T車	1					①は敷板を積載し出場する。(美原署を除く。)	
			②本T車/T車/P車	2						
			③救急/1救/2救	1						
緊通救助	限定編成	④特工/救工	1							
		⑤T車/P車	2					⑤後方支援隊		
		①救急/1救/2救	1					*任務指定は行っていない。		
助	集団災害 (平面) (高架) (集団救急・列車 災害を含む)	計画編成	②本T車/T車/P車	1					*任務指定は行っていない。	
			①本T車	1	2				①②救急活動支援隊	
			②本T車/T車/P車	1					②については、救急乗換P車を原則除く。	
			③救急	1					③特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。	
			④救急/1救/2救	3	4	4			③と④の先着隊2隊で救急指揮所運営	
			⑤特工/救工	1	2					
			⑥師防工(集団)	1					⑥集団災害コンテナ 現場救護所の設置	
			⑦炎対	1	2				⑦非緊急処置群の収容及び搬送	
			⑧1指/2指	1	1				⑧指揮支援隊	
			⑨本T車	1					⑨後方支援隊 (高架上の場合編成)	
大和川線救助	計画編成	⑩T車/P車(※高架)	1					⑩後方支援隊 (高架上の場合編成)		
		①本T車	1							
		②本T車	2					②進入管理隊		
		③T車	1							
		④T車/P車	1							
		⑤特工	1							
		⑥救工	1							
		⑦1指/2指	2							
		⑧救急/1救/2救	2							
		⑨T車/P車	1					⑨後方支援隊		
警	一	平面	①本T車/T車	1					*任務指定は行っていない。	
			②P車	1						
	般	高架	①本T車	1					*任務指定は行っていない。	
			②T車	1						
	洩	都市ガス	基本編成	③救急/1救/2救	1					①～④は入口指定
				④T車/P車	1					④後方支援隊
				①本T車	1					
				②本T車/T車	2	2	2	2		*任務指定は行っていない。
				③P車	3	3	3	3		
				④特工/救工	1	1				④特工が、第1出場で編成されなかった場合は、 第2出場で編成する。
				⑤特災	1	1				
				⑥1指/2指	1	1				⑦指揮支援隊
洩	危険物施設 (平面) (高架)	特別編成	⑦本T車	1					*任務指定は行っていない。高架上の場合は、①～⑩入口指定。	
			⑧救急/1救/2救	1					②高架上の場合、本T車/T車から編成	
			①本T車	1					④現場状況に応じて、救工を特命編成する。	
			②本T車/T車/P車	2					⑥高架上の場合編成	
			③大化	1					⑧指揮支援隊	
			④特工	1					⑩後方支援隊 (高架上の場合編成)	
戒	特定事業所A	計画編成	⑤特災	1					*任務指定は行っていない。	
			⑥水槽(※高架)	1					③現場状況に応じて、救工を特命編成する。	
			⑦1指/2指	1						
			⑧本T車	1					⑥高架上の場合編成	
			⑨救急/1救/2救	1					⑧指揮支援隊	
			⑩T車/P車(※高架)	1					⑩後方支援隊 (高架上の場合編成)	
大和川線警戒	計画編成	①本T車	1					*任務指定は行っていない。		
		②大化	2	3	3			③現場状況に応じて、救工を特命編成する。		
		③特工	1							
		④特化	1	1		1				
		⑤SQ/大S	1							
		⑥原搬	1	1						
特定事業所B	限定編成	⑦P車	2	2				⑩指揮支援隊		
		⑧1指/2指	1	1						
調査	高架	限定編成	⑨特災	1					*任務指定は行っていない。	
			⑩本T車	1						
			⑪救急/1救/2救	1						
			①本T車	1						
			②本T車	2					②進入管理隊	
			③T車	1						
			④P車/T車	1						
			⑤特工/救工	2						
⑥1指/2指	1					⑤後方支援隊				
特殊災害	限定編成	⑦救急/1救/2救	2							
		⑧T車/P車	1					⑧後方支援隊		
		①本T車	1							
		②本T車	2					②進入管理隊		
		③救急	1							
		④特工	1							
		⑤救工	1							
		⑥西防工(特殊)	1					⑤特殊資機材コンテナ		
		⑦1指/2指	1					⑥安全管理		
		⑧特災	1							
		⑨除染	1							
		⑩中P車	1							
⑪T車	1					⑩⑪応急除染 ⑩高架上の場合、T車を編成				
⑫P車/T車(高架)	1					⑪⑫については、救急乗換P車を原則除く。				
⑬P車(※高架)	1					⑬後方支援隊 (高架上の場合編成)				
特殊災害	計画編成	①本T車	1							
		②本T車	3					中署及びその周辺では、⑬を優先して編成する。		
		③救急	1					中隊長は除染車と共に出場する。		
		④救急/1救/2救	5					③特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。		
		⑤特工/救工	3							
		⑥空壳	1							
		⑦西防工(特殊)	1					⑦特殊資機材コンテナ		
		⑧炎対	1							
		⑨師防工(集団)	1					⑨集団災害用コンテナ		
		⑩1指/2指	2							
		⑪本T車	1					⑩指揮支援隊		
		⑫特災	1							
⑬除染	1									
⑭中P車	1									
⑮T車	1					⑮⑯応急除染 ⑯高架上の場合、T車を編成				
⑯P車/T車(高架)	1					⑰⑱については、救急乗換P車を原則除く。				
⑰P車(※高架)	1					⑰後方支援隊 (高架上の場合編成)				

追 加	現場救護（任務）	計画編成	①本T車	1				①中隊長未出場時のみ編成する。
			②救急	1				②特別救急隊。出場不可の場合、WS救急隊を編成する。
			③救急／1救／2救	3	4	4		②と③の先着隊2隊で救急指揮所運営
								③第1出場においては既に出場しているA車を含む。
			④T車／P車	2	2	2		④救急活動支援隊
			⑤師防工（集団）		1			④については、救急乗換P車を原則除く。
			⑥炎対		1	2		⑤集団災害コンテナ 現場救護所の設営
			⑦1指／2指	1	1			⑥非緊急処置群の収容及び搬送
⑧本T車	1				⑧指揮支援隊未出場時のみ編成する。			
編 成	重要建築物 （病院）	計画編成	①T／本T車	1	1			
			②P車	1	1			
			③特工／救工		1			
			④救急／1救／2救		1			
			⑤炎対		1			
			⑥空気		1			
			⑦P車（※建物）	1				⑦HT支援隊。建物火災時に編成。適用時「建物」
			⑧HT（※建物）	1				第2出場のHT支援隊は編成しない。
								⑧建物火災時に編成。適用時「建物」第2出場のHTは編成しない。
成	重要建築物 （病院以外）	計画編成	①T／本T車	1	1			
			②P車	1	1			
			③特工／救工		1			
			④救急／1救／2救		1			
			⑤炎対		1			
			⑥空気		1			

備考

1 支援隊

- (1) 指揮支援隊：災害発生地を管轄する署の隣接署等の本署タンク小隊等が第1出場規模以上で出場し指揮支援を行う。ただし、事前第2出場の場合は、この限りでない。
- (2) 後方支援隊：高架道路上、主要幹線道路等並びに軌道内において発生した火災、救助及び救急事案等に対し、タンク車又はポンプ車隊（救急乗換ポンプ車を原則除く）を増隊し、当該における消防活動隊の安全確保及び二次災害防止を行う。ただし、高架道路に関しては本署タンク車を原則除くもの。
- (3) 救命活動支援隊：救命対応救急事案に対し、消防隊1隊（救急乗換ポンプ車を除く原則）を増隊し、傷病者に対する応急処置及び救急隊が行う傷病者収容の補助及び搬送後の事後処理を行う。
- (4) 梯子支援隊：中高層火災等で出場した梯子隊の消防活動を支援する。
- (5) HT支援隊：建物火災等で出場したHT隊の消防活動を支援する。
- (6) 救急活動支援隊：救急活動の支援を行う隊として出場するが、現場状況により救急隊の活動場所の安全を確保する隊をいう。

2 中隊長車両について

出場編成隊種①本T車については、中隊長車両とする。

堺市の級別標準職務表及び給料表

○ 堺市職員の給与に関する条例

別表第3（第4条関係）

消防職給料表

(単位 円)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	147,700	181,400	211,000	256,300	307,700	330,000	428,700	476,500
2	148,800	183,200	213,000	258,300	309,900	332,700	431,600	479,600
3	149,900	185,000	215,000	260,300	312,100	335,500	434,600	482,600
4	151,300	186,800	217,000	262,300	314,300	338,200	437,500	485,600
5	152,500	188,700	219,100	264,100	316,400	341,000	440,500	488,700
6	153,800	191,000	221,100	266,000	318,600	343,600	443,000	491,700
7	155,000	193,300	223,100	267,800	320,800	346,300	445,500	494,800
8	156,500	195,600	225,100	269,700	322,900	349,000	447,900	497,900
9	157,900	197,800	227,100	271,600	325,100	351,600	450,400	500,900
10	159,500	200,400	228,900	273,500	327,200	354,200	452,900	503,900
11	160,700	202,900	230,700	275,300	329,400	356,700	455,400	506,900
12	162,200	205,400	232,500	277,100	331,600	359,300	457,800	509,900
13	163,000	207,700	234,300	279,200	333,700	361,900	460,100	512,700
14	164,700	209,500	236,200	281,200	335,900	364,300	462,500	515,600
15	166,400	211,300	238,100	282,900	338,000	366,800	465,000	518,600
16	168,100	213,100	240,000	284,900	340,200	369,200	467,500	521,400
17	169,600	215,100	241,700	287,000	342,300	371,700	469,800	524,100
18	171,500	217,000	243,500	288,900	344,500	374,100	471,800	527,000
19	173,300	218,900	245,300	290,700	346,700	376,400	473,800	529,900
20	175,200	220,800	247,100	292,600	348,900	378,800	475,700	532,900
21	177,000	222,700	248,600	294,600	351,100	381,100	477,600	535,800
22	178,700	224,500	250,000	296,300	353,000	383,400	479,600	538,100
23	180,400	226,300	251,300	298,100	355,000	385,700	481,500	540,600
24	182,100	228,100	252,700	300,000	356,900	388,000	483,500	543,100
25	184,000	230,000	254,100	301,700	358,900	390,200	485,300	545,500
26	186,100	231,700	255,700	303,700	360,900	392,400	487,300	547,800
27	188,200	233,400	257,200	305,700	362,800	394,600	489,300	550,300
28	190,300	235,100	258,500	307,700	364,800	396,800	491,300	552,800
29	192,500	236,900	259,800	309,600	366,700	398,900	493,200	555,200
30	194,900	238,700	261,000	311,700	368,500	401,000	494,800	556,900
31	197,300	240,500	262,400	313,800	370,200	403,100	496,500	558,700
32	199,700	242,300	263,600	315,800	372,000	405,100	498,200	560,500
33	202,100	244,000	264,900	317,900	373,700	407,200	499,800	562,200
34	203,900	245,500	266,300	319,900	375,400	409,200	501,200	
35	205,800	246,900	267,500	322,000	377,200	411,100	502,600	
36	207,600	248,400	268,800	324,100	379,000	413,100	503,800	
37	209,400	250,000	270,100	326,200	380,700	415,000	504,900	
38	211,200	251,400	271,400	328,300	382,400	416,900	505,900	
39	213,000	252,700	272,700	330,400	384,100	418,800	506,800	
40	214,800	253,900	273,900	332,400	385,800	420,600	507,700	
41	216,700	255,200	275,300	334,500	387,600	422,400	508,500	
42	218,500	256,500	276,800	336,300	389,400	424,300	509,100	
43	220,300	257,800	278,300	338,200	391,100	426,000	509,600	
44	222,100	259,000	279,600	340,100	392,900	427,700	510,200	
45	223,800	260,500	280,900	341,700	394,600	429,300	510,600	
46	225,500	261,800	282,500	343,600	396,400	431,000		
47	227,200	263,100	284,200	345,500	398,100	432,500		

48	228,900	264,400	285,700	347,400	399,800	434,100
49	230,700	265,500	287,400	349,300	401,500	435,500
50	232,500	266,800	289,100	351,000	403,100	436,700
51	234,400	268,100	290,800	352,600	404,700	438,000
52	236,200	269,400	292,500	354,300	406,300	439,100
53	237,600	270,700	294,200	356,000	407,800	440,200
54	239,000	272,200	296,000	357,600	409,400	441,200
55	240,400	273,600	297,700	359,300	410,900	442,100
56	241,700	275,000	299,500	361,000	412,500	443,100
57	243,100	276,400	301,100	362,500	414,100	444,100
58	244,300	278,100	302,800	364,200	415,300	444,900
59	245,400	279,700	304,600	365,900	416,600	445,800
60	246,400	281,200	306,400	367,500	417,800	446,700
61	247,400	282,700	307,900	369,200	419,000	447,600
62	248,800	284,200	309,600	370,900	420,000	448,400
63	250,300	285,800	311,400	372,600	421,000	449,200
64	251,600	287,400	313,200	374,300	421,900	450,000
65	253,100	289,000	314,600	375,900	422,900	450,900
66	254,500	290,400	316,300	377,600	423,900	451,700
67	255,900	291,900	317,900	379,300	424,900	452,200
68	257,200	293,400	319,500	380,900	425,800	453,100
69	258,700	295,000	321,000	382,500	426,800	453,700
70	259,900	296,500	322,400	384,000	427,400	454,100
71	261,100	298,100	323,800	385,500	428,100	454,500
72	262,200	299,700	325,300	387,000	428,800	454,900
73	263,500	300,900	326,500	388,300	429,400	455,200
74	264,900	302,400	328,100	389,500	430,000	455,500
75	266,200	303,900	329,800	390,700	430,700	455,900
76	267,400	305,400	331,500	391,900	431,300	456,200
77	268,800	306,600	333,200	393,100	432,000	456,600
78	270,200	308,000	334,900	394,300	432,500	
79	271,500	309,400	336,600	395,500	433,000	
80	272,800	310,900	338,100	396,700	433,500	
81	273,700	312,100	339,800	397,800	434,000	
82	275,100	313,500	341,500	398,700	434,400	
83	276,500	314,800	342,900	399,500	434,800	
84	277,900	316,200	344,600	400,400	435,200	
85	279,400	317,400	346,200	401,100	435,500	
86	280,800	318,600	347,700	402,000	435,800	
87	282,200	320,000	349,300	402,900	435,900	
88	283,500	321,400	351,000	403,800	436,100	
89	284,700	322,800	352,400	404,700	436,300	
90	285,900	324,300	353,800	405,200	436,500	
91	287,100	325,600	355,300	405,800	436,800	
92	288,200	327,100	356,800	406,400	437,000	
93	289,400	328,300	358,300	406,800	437,200	
94	290,700	329,600	359,800	407,400		
95	292,000	330,900	361,200	407,900		
96	293,300	332,000	362,600	408,500		
97	294,500	333,500	363,900	409,100		
98	295,700	334,900	365,200	409,500		
99	296,900	336,300	366,400	409,900		
100	298,100	337,700	367,500	410,200		
101	299,300	338,900	368,700	410,500		
102	300,500	339,900	369,900	410,900		
103	301,600	341,200	371,200	411,300		
104	302,800	342,500	372,300	411,700		
105	303,800	343,600	373,600	411,900		
106	305,000	344,600	374,000	412,200		

107	306,200	345,700	374,600	412,500			
108	307,500	346,800	375,300	412,800			
109	308,500	347,900	376,000	413,100			
110	309,700	348,900	376,500	413,300			
111	310,800	349,800	377,100	413,600			
112	312,000	350,700	377,700	413,900			
113	313,100	351,700	378,200	414,200			
114	314,100	352,700	378,700	414,500			
115	315,100	353,700	379,300	414,700			
116	316,200	354,700	379,900	415,000			
117	317,100	355,700	380,300	415,100			
118	317,800	356,200	380,900	415,400			
119	318,500	356,800	381,400	381,400			
120	319,200	357,400	382,000	415,900			
121	319,800	357,800	382,200	416,200			
122	320,500	358,300	382,800	416,500			
123	321,200	358,700	383,500	416,800			
124	321,800	359,200	384,100	417,100			
125	322,700	359,600	384,600	417,400			
126	323,400	360,000	385,000				
127	324,200	360,400	385,500				
128	325,000	360,900	386,000				
129	325,600	361,400	386,300				
130	326,400	361,900	386,700				
131	327,100	362,400	387,200				
132	327,900	362,900	387,700				
133	328,500	363,400	387,900				
134	328,800	363,900	388,400				
135	329,300	364,300	388,900				
136	329,800	364,700	389,300				
137	330,100	364,900	389,600				
138		365,400	390,100				
139		365,900	390,600				
140		366,400	391,100				
141		366,700	391,400				
142		367,200					
143		367,700					
144		368,100					
145		368,400					

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第5の2（第4条関係）

等級別基準職務表

ウ 消防職給料表に係る等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	消防士の職務
2級	消防士長の職務
3級	消防司令補の職務
4級	係長又は主査の職務
5級	課長補佐又は主幹の職務
6級	副理事、課長、署長、副署長又は参事の職務
7級	部長、部理事又は署長（部長級）の職務
8級	消防局長又は消防局次長の職務

堺市消防職員諸手当一覧

【管理職手当】

役職	手当
消防局長	111,000 円
消防局次長	100,000 円
部長、消防署長(部長級)	91,000 円
部理事	83,000 円
消防署長(課長級)	75,000 円
課長、副署長	70,000 円
参事(消防署の参事を除く)、 消防署の課長	64,000 円
消防署の参事	60,000 円

※消防職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以上の職員

【管理職員特別勤務手当】

週休日又は休日	勤務1回につき、12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額
週休日等以外の日の午前0 時から午前5時までの間	勤務1回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

【昇給】

昇給日	毎年1月1日	
昇給	4号給	
昇給停止	55歳を超える年度	
懲戒処分等	停職 減給1月超	昇給なし
	減給1月まで 戒告	2号級

【地域手当】

100分の10

※給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に上記数字を乗じて得た額とする。

【期末手当】

支給割合	
6月	100分の122.5
12月	100分の137.5
期間率	
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

※基礎額(給料、扶養手当、地域手当の月額合計額)に支給割合と期間率を乗じて得た額とする。

【勤勉手当】

期間率	
勤務期間	割合
6 か月	100 分の 100
5 か月 15 日以上 6 か月未満	100 分の 95
5 か月以上 5 か月 15 日未満	100 分の 90
4 か月 15 日以上 5 か月未満	100 分の 80
4 か月以上 4 か月 15 日未満	100 分の 70
3 か月 15 日以上 4 か月未満	100 分の 60
3 か月以上 3 か月 15 日未満	100 分の 50
2 か月 15 日以上 3 か月未満	100 分の 40
2 か月以上 2 か月 15 日未満	100 分の 30
1 か月 15 日以上 2 か月未満	100 分の 20
1 か月以上 1 か月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 か月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
0	0
成績率	
優秀	100 分の 95 超 100 分の 100 以下
良好	100 分の 95
良好でない	100 分の 95 未満

※基礎額(給料、地域手当の月額合計額)に期間率と成績率を乗じて得た額とする。

【期末・勤勉手当の役職者加算】

職務の級	割合
8 級、7 級	100 分の 20
6 級	100 分の 15
5 級、4 級	100 分の 10
3 級	100 分の 5

【給料の支給期日】

毎月 20 日

【期末・勤勉手当の基準日と支給期日】

基準日	6 月 1 日	12 月 1 日
支給期日	6 月 30 日	12 月 10 日

【扶養手当】

配偶者 孫・父母等	行政職給料表 6 級相当(課長級)以下	6,500 円
	行政職給料表 7 級相当(部長級)以上	3,500 円
	行政職給料表 8 級相当(局長級)	支給なし
子	当該年度末の年齢が 16 歳から 22 歳まで	15,000 円
	上記以外	10,000 円

【住居手当】

ア	月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
イ	月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1(その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円)に 11,000 円を加算した額

【通勤手当】

上限	55,000/月
支給方法	6月毎
備考	片道2キロメートル未満であるものを除く

【単身赴任手当】

30,000円/月（規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）

【時間外勤務手当】

勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額

【休日勤務手当】

勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額

【夜間勤務手当】

勤務時間	午後10時から翌日の午前5時まで
支給額	勤務1時間当たりの給与額の100分の25

【宿日直手当】

その勤務1回につき、6,700円を超えない範囲内

【災害派遣手当】

日額6,620円を超えない範囲内

【特殊勤務手当】

手当の名称等		支給額(円)		支給対象	
機関手当	日額	大型自動車等及び消防艇	240	機関員として緊急走行の業務に従事した職員 消防艇の船長又は機関長として航行の業務に従事した職員	
		上記以外車両	120		機関員として緊急走行の業務に従事した職員
活動手当	消防活動	1回につき	2時間以内	火災その他の災害現場において、被害を軽減するための活動に従事高所での作業加算120円(機関員・救助隊員除く)。消防艇での作業加算240円(機関員・救助隊員除く)	
		2時間超える	400		
			1時間につき		200
	救助活動	1回につき	2時間以内	600	特別高度救助隊員・高度救助隊員が火災その他の災害現場において、被害を軽減するための活動に従事
			2時間超える	200	
			1時間につき		
救急活動	1回につき	救命士	250	救急隊の救急救命士が救急活動に従事	
		上記以外	150	上記以外の職員が救急活動(救急支援隊の活動を含む。)に従事	
潜水活動	1回につき		1,000	潜水器具を装着して行う潜水活動に従事	
隔日勤務等従事手当	1当務につき		520	1当務(午前9時00分から翌日の9時00分まで)に従事	
夜間特殊業務手当	2時間未満		410	深夜時間帯に割り振られた正規の勤務時間に通信又は受付等の業務に従事	
	2時間以上		730		
国際緊急援助手当	日額		4,000	国際緊急援助隊活動に従事 心身に負担、治安状況等により4,000円以内加算	

堺市消防局訓練及び研修実績

【学校・委託研修計画】

		内容	人員
消防大学校		幹部科	2
		警防科	1
		救急科	0
		予防科	1
		指揮隊長コース	1
		高度救助・特別高度救助コース	1
		NBCコース	1
		女性活躍推進コース	1
大阪府立消防学校	専科教育	警防科	9
		予防科（防火査察）	4
		予防科（消防用設備）	3
		予防科（危険物）	3
		火災調査科	9
		救急科	15
		救助科	11
	教育 幹部	初級幹部科	9
		中級幹部科	5
		上級幹部科	3
教育 特別	はしご車技術講習	5	
	実火災体験型訓練（ホットレニング）指導者研修	3	
	採用後3年目研修		
大阪市消防局高度専門教育訓練センター 救急救命士養成研修			4
救急振興財団救急救命東京研修所 救急救命士研修課程			4
委託		屋外タンク実務担当者講習会	3
		高圧ガス保安法研修	1
		火薬類取締法研修	1
		LPガス保安研修	1
		屋外タンク貯蔵所の阿波消火設備の一体的な点検に関する講習会	1
		非破壊試験技術講習会	1
		非破壊試験技術者資格試験	1
		高圧ガス保安法令セミナー	1
		危険物安全推進講演会	6
		危険物事故防止講習会	5
		危険物保安技術講習会	19
		危険物事故事例セミナー	5
		地下タンク等定期点検技術者講習	3
		移動貯蔵タンク定期点検技術者講習	3
		保安検査のポイントと事例紹介セミナー	1
		防爆セミナー	2
		高圧ガス保安教育基礎講習	1
		高圧ガス保安法の許可・届出に係る運用と解釈説明会	1
		事故の教訓と保安管理技術セミナー	1
		LPガス保安に関する講演会	1
		冷凍保安講座	1
		企業防災対策指導研修会	2
		火薬類取締法規制事務研修会	1
		危険物・高圧ガス規制研修会	2
		冷凍設備保安講習会	1
		高圧ガス安全アラカルト講習会	1
		玉掛け技能講習及び小型移動式クレーン運転技能講習	2
		2級小型船舶操縦士免許受験講習	2
		五級海技士（機関）免許取得講習	1

【本部研修計画】

期 間	警防			救助			救急		
	科目	対象	所管課	科目	対象	所管課	科目	対象	所管課
4 月	地震災害消防活動訓練	全職員	警防課	救助小隊長教育訓練	兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
				EV事故救出研修	兼任救助	警防課			
				救助隊員基本訓練	兼任救助	警防課			
				救助応用訓練 消防救助技術近畿地区 指導会（陸上、水上）	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
5 月	地震災害消防活動訓練	全職員	警防課	救助応用訓練 消防救助技術近畿地区 指導会（陸上、水上）	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	近畿救急医学会救急隊 員部会	救命士 救急隊員	救急課 救急WS
	風水害対応訓練	警防要員	警防課	水難救助訓練 潜水救助訓練	特別高度 高度救助 兼任救助 署警防課	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
	指定対象物実地踏査	警防要員	警防課				指導的立場の救急救命 士集合養成研修	救命士	救急課 救急WS
							日本臨床救急医学会 （和歌山）	救命士	救急課 救急WS
6 月	現場指揮本部運用訓練	中隊長 指揮支援	警防課	救助応用訓練 消防救助技術近畿地区 指導会（陸上、水上）	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
	地震災害消防活動訓練	全職員	警防課	水難救助訓練 潜水救助訓練	特別高度 高度救助 兼任救助 署警防課	警防課	近畿救急医学会救急隊 員部会	救命士 救急隊員	救急課 救急WS
	安全運転管理者会議	安全運転 管理者等	警防課				日本臨床救急医学会 （和歌山）	救命士	救急課 救急WS
	消防隊基本訓練	警防要員	警防課						
7 月	消防隊基本訓練	警防要員	警防課	救助応用訓練 消防救助技術近畿地区 指導会（陸上、水上）	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
	関西国際空港航空機 海上事故対策訓練	警防要員	警防課	水難救助連携訓練	特別高度 高度救助 兼任救助 署警防課	警防課			
				救助器具取り扱い訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
8 月	消防隊基本訓練	警防要員	警防課	救助応用訓練 消防救助技術近畿地区 指導会（陸上、水上）	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
	特殊車活用訓練 （はしご車）	警防要員	警防課	救助行動基礎（懸垂降 下、渡過、登はん、確 保、救助員点検）各種 救助操法 水難救助連携訓練	特別高度 高度救助 兼任救助 特別高度 高度救助 兼任救助 署警防課	警防課 警防課			
9 月	大阪880万人訓練	全職員	警防課	救助行動基礎（懸垂降 下、渡過、登はん、確 保、救助員点検）各種 救助操法	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS

	煙中訓練	警防要員	警防課	濃煙熱気訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
	特防協総合防災訓練	警防要員	警防課	水難救助連携訓練	特別高度 高度救助 兼任救助 署警防課	警防課			
10 月	関西国際空港航空機事故 消火救難総合訓練 (陸・海)	警防要員	警防課	各種救助操法応用訓練 救助器具取り扱い訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	救急救命士就業前教育	救命士	救急課 救急WS
	大阪府高圧ガス防災訓練	警防要員	警防課	E V事故救出研修	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
	新支援システムの操作 研修	局各課	通信指令 課	交通事故訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
11 月	近畿2府7県緊急消防 援助隊近畿ブロック合 同訓練	警防本部 要員 警防要員	警防課	専任救助隊員充実強化	特別高度 高度救助	警防課			
	安全運転技術研修	機関員	警防課	救助応用訓練(煙中)	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
	車載端末・スマートデ バイスの操作研修	小隊長以 上	通信指令 課	救助行動基礎(各種救 助操法) 応用訓練(想定) 想定訓練(高度企画)	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
	指揮端末の操作研修	中隊長 指揮支援	通信指令 課	所属間実務研修(消防 本部⇔消防署又は消防 本部) ※特別高度救助 隊	特別高度 高度救助	警防課			
	署所端末の操作研修	警防要員	通信指令 課						
12 月	地震災害消防活動図上 訓練	全職員	警防課	検証訓練(実践的想定) 応用訓練(出初式訓練) 救助小隊長教育訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	近畿救急医学会救急隊 員部会	救命士 救急隊員	救急課
				ヘリコプター降下・駐 機訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
				救助応用訓練(煙中)	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
				専任救助隊員充実強化	特別高度 高度救助	警防課			
1 月	地震災害消防活動訓練	全職員	警防課	救助応用訓練(煙中) 応用訓練(地震災害) 体力錬成訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課	全国救急隊員シンポジ ウム(仙台市)	救命士 救急隊員	救急課 救急WS
				専任救助隊員充実強化	特別高度 高度救助	警防課			
2 月	警防研修会	警防要員	警防課	応用訓練(交通事故) 想定訓練(高度企画) 救助器具取り扱い訓練	特別高度 高度救助 兼任救助	警防課			
	国民保護防災訓練	警防要員	警防課	専任救助隊員充実強化	特別高度 高度救助	警防課			
				特殊災害訓練	特別高度 高度救助	警防課			
3	緊急消防援助隊後方支 援訓練	日勤者	警防課	応用訓練(特殊災害) 応用訓練(指導会事前)	特別高度 高度救助	警防課	近畿救急医学会救急隊 員部会	救命士 救急隊員	救急課 救急WS

月				救助器具取り扱い訓練	兼任救助				
	警防計画等訓練	日勤者、 警防要員	警防課				補職研修（救急の現況 及び課題について）	昇任候補 者	救急課 救急WS
通 年				国際消防救助隊連携訓 練	特別高度 高度救助	警防課	再教育病院実習（3次 医療機関）・WS 通年研 修・気管挿管病院実習・ 気管挿管（再教育）病院 実習・気管挿管（ビデオ 喉頭鏡）病院実習	救命士	救急課 救急WS
				潜水救助訓練（応用訓 練含む）	特別高度 高度救助	警防課			
随 時 ・ 未 定	消防隊出場訓練	警防要員	警防課				堺地域MC協議会集中 講義・症例検討会 【毎月】	救命士 救急隊員	救急課 救急WS
	堺市震災総合訓練	警防要員	警防課				救急活動訓練 【5月～翌2月】	救命士 救急隊員	救急課 救急WS
	消防部隊訓練（10月 ～12月）	警防要員	警防課						
	遠距離送水訓練	警防要員	警防課						
	警防研修会	警防要員	警防課						
	緊急消防援助隊後方支 援訓練	日勤者	警防課						
	警防計画等訓練	日勤者、 警防要員	警防課						
	新鋭車・はしご車等操 作訓練	警防要員	警防課						

期 間	予防			その他		
	科目	対象	所管課	科目	対象	所管課
4 月	広報・広聴関係の規定の周知及び方 法の検討	広聴副主任	予防査察課	新任職員研修	新規採用職員	人事課
5 月	予防業務基礎研修	署予防課係長級以 下の実務経験3年 未満の者	危険物保安課	体力測定	全職員	人事課
	調査責任者会議	署調査責任者	予防査察課	ハラスメント研修	全職員	人事課
6 月				総務事務研修	庶務担当	総務課
	危険物安全研修会・危険物施設安全 推進講演会研修	予防担当	危険物保安課	体力測定	全職員	人事課
	違反担当者会議における事例研究	予防担当	危険物保安課	トレーニング講習	体力錬成指導者	人事課
7 月						
	地下タンク等定期点検技術者講習	予防担当	危険物保安課			
7 月	予防業務基礎研修	署予防課係長級以 下の実務経験3年 未満の者	危険物保安課	管理職研修	管理職	人事課
	危険物保安技術講習会	予防担当	危険物保安課			
8 月						
	火災調査基礎研修	消防司令補以下の 署調査員	予防査察課			
9 月						
	調査責任者研修	署調査責任者	予防査察課			
9 月				新任職員研修	初任教育修業者	人事課
				職員研修会	全職員	人事課
	予防業務基礎研修	署予防課係長級以	危険物保安課	新任職員研修	新規採用職員	人事課

10 月		下の実務経験3年未満の者				
	移動タンク貯蔵所定期点検技術者講習	予防担当	危険物保安課	法制執務研修	局各課	総務課
				職員研修会（よりそいサポーター研修）	全職員	人事課
11 月	違反是正事例研修会（全国消防長会近畿支部）	予防査察署予防課	予防査察課	トレーニング講習	体力錬成指導者	人事課
	危険物事故防止セミナー	予防担当	危険物保安課	職員研修会	全職員	人事課
	屋外タンク実務担当者講習会	予防担当	危険物保安課			
	危険物事故防止講習会	予防担当	危険物保安課			
12 月	予防業務基礎研修	署予防課係長級以下の実務経験3年未満の者	危険物保安課			
2 月	南ブロック火災調査事例発表会	全職員	予防査察課	消防職員意見発表会	全職員	人事課
	広報・広聴研修	各所属1～2名	予防査察課			
	予防業務基礎研修	署予防課係長級以下の実務経験3年未満の者	危険物保安課			
3 月	予防技術検定（防火査察・消防用設備等・危険物）	予防担当	予防査察課	新任職員研修	初任教育修業者	人事課
				補職研修	昇任候補者	人事課
随 時 ・ 未 定	予防関係法令の質疑応答、事務取扱要領、視察研修結果の発表等	予防課長 予防担当 警防担当	予防査察課	新任消防司令長研修	新任消防司令長	人事課
	管内・管外の火災、爆発、その他特異事案の事例研究、事故視察結果の発表	署予防課	予防査察課	ハラスメント研修	全職員	人事課
	消防法令違反に対する是正指導及び違反処理要領 【6・8・11・2月】	署予防課	予防査察課	健康管理	全職員	人事課
	消防同意・消防用設備等に関する研修	予防査察 署予防課	予防査察課	法学	全職員	人事課
	特異事案、疑義事案等の研究会	予防査察 署予防課	予防査察課			
	消防用設備製造工場等視察研修	予防査察署予防課	予防査察課			
	デジタル広報講座	予防係	予防査察課			
	実践セミナー	予防係	予防査察課			
	予防事務担当者会議 【5月～2月】	予防査察 署予防課	予防査察課			
	消防関係法令全般に関する研修【5月～2月】	予防査察 署予防課	予防査察課			
	火災調査実務研修 【10月～12月】	消防司令補以下の署調査員	予防査察課			
	火災調査専門研修（A）（B）（時期未定）	消防司令補以下の署調査員	予防査察課			
	火災調査事例発表会（大阪市消防局・兵庫県下消防長会・京都府下消防長会・大阪府下消防長会・消防研究センター）時期未定	署調査員	予防査察課			
予防業務基礎研修	署予防課係長級以下の実務経験3年未満の者	危険物保安課				

堺市消防職員被服等貸与品一覧

冬服	上衣	救急服	冬服上衣	
	ズボン		冬服ズボン	
	ネクタイ		合服上衣	
	ワイシャツ		盛夏服上衣	
	制帽		合（盛夏）服ズボン	
	活動服上衣		ベルト	
	活動服ズボン		替襟	
	作業用シャツ（長袖）		短靴（救急用）	
	活動帽			
	制服ベルト		救助服	上衣（夏用）
	活動服ベルト			ズボン（夏用）
	襟章			編上靴
	防寒衣			ベルト
	合〔盛夏〕服		合服上衣	現場装備
盛夏服上衣		ズボン		
ズボン		安全帯		
制帽		現場用編上靴		
合活動服上衣		しころ		
盛夏活動服上衣		現場用ヘルメット		
活動服ズボン		保安帽		
作業用シャツ（半袖）		保安帽用シール		
雨衣	階級章			
黒短靴	標識			
正装用手袋	笛（ホイッスル）			
ケプラー手袋	防塵マスク			
皮手袋	ゴーグル			

(案)

大阪狭山市と堺市との間における消防事務の委託 に関する規約（案）

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、大阪狭山市（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を堺市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第6号）の定めるところにより甲が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、甲の負担とする。

2 前項の規定により甲が負担する額その他委託費に関して必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

3 各年度における乙の決算の結果、甲の納付した額に過不足が生じたときは、その翌年度の委託費において調整を行うものとする。

（収入の帰属）

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。

（経理）

第5条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしなければならない。

（決算の措置）

第6条 乙は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲に通知しなければならない。

（委託事務の適正な管理及び執行）

第7条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。

（条例等の制定又は改廃）

第8条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲に通知しなければならない。

(案)

2 乙は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該通知に係る条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置、維持及び管理)

第9条 甲は、甲の市域内の消防活動に常時有効に使用することができる消防水利施設を設置し、適正に維持し、及び管理しなければならない。

(施設等の使用の承諾)

第10条 甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で乙に貸与する。

(協議)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。